

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○4番（野上泰生君） それでは、初めての質問になりますけれども、頑張っていきたいと思えます。

まず、配付する資料がありますので、議長、許可をお願いいたします。

○議長（松川峰生君） はい、どうぞ。（資料配付）

○4番（野上泰生君） それでは、最初に温泉科学博物館、「温泉地球博物館」とも言っているようですが、そのことについて質問をいたします。

今回の質問は、温泉科学博物館の話を経験しながら、別府の長期的な視点におけるまちづくりであったり、都市のブランディングについて話していきたいと思えます。

いささか唐突ですが、私は、この別府という都市は世界遺産、世界文化遺産、もしくは世界複合遺産を目指していくべきだと考えています。それは理由がありまして、この別府、まさに世界で2番目、イエローストーンに次ぐ2番目の豊かな温泉の資源を持っている土地であるということ、それともう一つは、これは京都大学の由佐先生から以前話を伺ったときに非常に印象的に残っている話なのですが、この別府というまちは、実は人類が初めて技術というものを使って温泉の開発を始めた場所であるというふうに聞きました。これは明治時代に上総掘りという技術が日本にできてから、その技術をいち早く導入した私たちの先人が一生懸命温泉を開発して、至るところに、市内に温泉というものができてきた。それを私たちの先輩たちは、医療であったり、観光であったり、さまざまな分野で活用してきたという、まさに温泉の生活・文化が集積しているのが、この別府であるわけです。

総合的に見て、こういったテーマで世界遺産を目指そうというふうに言える都市というのは、私は別府以外にないと考えています。そういった意味で、ことしは実はさまざまな意味でシンボリックな年です。関西汽船が来て100年でもあるし、別府駅ができて100年、そして何よりも油屋熊八さんが別府に来られてから100年がたっています。こういった都市にこれからのビジョン、明確な都市のビジョンを示していくということは、非常に大切なことだというふうに考えています。

そういうことで私は、まさにことしこそこの別府が世界に誇れる温泉、温泉で世界遺産の都市になっていく、そういうふうなことを市民の皆さん、そして議会の皆さん、そして市役所の皆さんと一緒に進めればよいというふうに考えています。そういうふうな前提に沿って、今回この温泉博物館ということについてお伺いいたします。

この温泉博物館事業ですが、市長も公約として掲げられました。現在の現状について、どうぞ教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

温泉地球博物館構想につきましては、ことし2月に、先ほど議員の方からお名前が出ました由佐先生を初めとする学識者を中心とする事業研究会がシンポジウムを開催するなど、民主導で積極的な取り組みが始まっています。バーチャル博物館、フィールド博物館、人材育成といった3本の内容がありますが、地域全体を博物館に見立てるその構想は、世界に誇る温泉資源を世界にアピールし、住みやすいまち、訪れたいまちになるという、本市の将来像とも合致するものと考えています。産・学・官・民が連携してどのような方法でどのような事業を展開していけるか、これから具体的な構想実現に向けて調査・研究に着手する段階であります。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。まさにこれからということですので了解いたし

ました。

私は、この温泉博物館、そして温泉地球博物館、まさに体験や驚きや感動のある大地の公園にさせていただきたいというふうに考えています。

とても有名な事例として、北海道に旭山動物園というのがあります。もともとは普通の動物園だったのですが、動態展示という、まさに動物が自然のまま、生き生きとした生態を見せていくことで来訪者に驚きや感動を与えることで多くの人に来ていただけるようになったというふうに聞きました。まさにこの別府でつくられていく温泉博物館もそのようなものになっていただきたい、つくっていききたいというふうに考えています。

一つそのときに非常に役に立つ事例として、ジオパークというのを紹介したいと思います。これは皆様のお手元にも資料で配っております。以前も別の議員さんが、このジオパークについては説明をしたそうなのですが、もう一度、重複しますが、説明をさせていただきます。

ジオパークというのは、いわゆる大地の公園ということで、ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている活動。さまざまな地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、考古学的・生態学的、もしくは文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域である。まさに先ほど言ったようなフィールド博物館、そういったものであると考えていいと思います。それには、しっかりした運営組織や財政計画であったり、もしくはジオツーリズムといった観光的なプログラム、それから自然観察やガイドつきツアーなどによって教育や普及活動、つまり別府の子どもたちや市民に対してもそういったことを普及していくことも求められている。まさに後は世界的なネットワークの中に入って情報も発信していけるというふうな制度だというふうに聞いています。

この温泉博物館、一つは箱物ではなく、まさにフィールド型の博物館になったときに、ジオパークのように展開するものは非常にいいというふうに思うわけです。

質問です。温泉地球博物館の事業に関して当面の具体的な目標としてジオパーク化を目指してほしいですが、それはいかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

国内では14の地域がジオパークとして認定され、これから認定を目指している地域も多いというふうに聞いております。そのコンセプト、温泉地球博物館構想とジオパークのコンセプトは同じということであり、地域の環境資源を保全して持続可能な社会の発展を図るといふその理念は、別府市におけるまちづくりの方向性とも軌を一にしたいと思います。観光ツーリズムの振興、あるいは体験型教育の推進など期待される効果も大変大きいと思います。ただ、ジオパークについては、昨年の議会で教育委員会の方が答弁しておりますが、厳しい認定要件等があり、地域住民の機運も非常に大切と認識しております。また、大分県の方でも、この別府の温泉や姫島など県内の貴重な資質遺産を活用する構想を検討しているようです。そうした県との連携や他の自治体の事例等を研究していく必要があるというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。厳しい認定要件があるということですが、もちろん最終的な世界遺産に比べると随分緩い認定要件ですし、やはりある程度の厳しさというか、ちゃんと景観を守っていかうとか資源を守っていかうというときには、厳しい認定要件があって、それをまちづくりの中で守っていく、達成していくということが将来的な別府の持続可能な成長のためには必要であるというふうに思いますので、ぜひこの部分は引き続き検討をお願いいたします。

もう一つ質問いたします。温泉地球博物館の事業ですが、どのような推進体制で進めようとしているかお答えください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

具体的にはまだ何も決まっておりませんが、基本的には産・学・官・民が連携する自立した組織づくりが必要ではないかと考えています。それに対し行政がどのような形でかかわっていただけるか。地域住民のかかわりも大切だと思いますし、県など関係機関の連携も不可欠になります。これから行政内部において、教育委員会や観光まちづくりなど直接具体的な事業に関係する部署を集め、今後の推進体制について検討したいと思います。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。こちらの推進体制の方も今後の検討事項ということで、わかりました。

一つ、先ほどの答弁で、他地域の事例を参考にしながらということで、私が調査をしてまいりました。こちらは阿蘇、別府のお隣の観光地の阿蘇の事例です。実を言うと阿蘇地域というのは、もうすでに世界文化遺産を目指そうという宣言をしています。さらに、すでにもうジオパークには認定されていて、これから世界ジオパークに向けた活動を展開しているのが、まさに阿蘇です。そういった意味では別府よりも数年先を行っているのがこの阿蘇ということになります。その阿蘇の地域でこのような活動を中核的に行っている組織について調査をしてきましたので、参考資料の2ページ（財団法人阿蘇地域振興デザインセンターの概要）をごらんください。

財団法人阿蘇地域振興デザインセンターさん、こちらは実は県と阿蘇地域の市町村が共同で基金を積み立てて運営している組織です。最初は、昔総理大臣になった細川さんがちょうど熊本県知事のころにつくったもので、阿蘇地域の環境を守るために2.4億といった基金からスタートしたそうです。今は基金が幾らになっているかというと、何と30億円の基金を持って活動をしています。こちらの事務局長の坂元さん、私は以前から知っているので改めて詳しい話を聞いてきました。

この阿蘇デザインセンターさんは、基金の運用益が大体30億ありますから、年間六、七千万円の運用益が出ているそうです。それに加えて国や県の補助金を獲得して、大体毎年1億ぐらいの事業費として活動をしています。このスタッフですけれども、坂元さんともう一人の事務局員がいわゆる公募です。特に坂元さんはプロフェッショナルですね。こういったことをする専門家であります。この方々の人件費が、この1億円の事業費には含まれています。それに加えて、プラス4名が自治体から派遣されて、出向されて来ているわけですので、その方々の人件費は自治体の負担ですから、全体的には1億2,000万ぐらいなのかなと思っています。それぐらいの規模で彼らは活動しています。

この阿蘇地域振興デザインセンターさんですが、非常に印象的だったのは、将来のための活動をとにかくしています。坂元さんを初めとして、もちろん首長が全体的な管理者でいるわけですが、最終的な計画の決裁は首長が全部合意していくわけですけれども、かなり先まで見据えた長期的な計画をつくって活動をしていたのが非常に印象的でした。

彼らがやっている主な事業テーマというのは、まずは最初の環境の保護、それから地域の開発、いわゆるまちづくり、それから広域な連携の促進、そして体験・滞在型観光地づくりへの基盤整備。実を言うと一般的な誘致活動や宣伝活動というのは、基本的にはしていません。そのような活動はそれぞれの自治体さんや観光協会さんがやっているということです。つまり阿蘇という地域は、将来的に世界遺産を目指そうというビジョンを掲げた上で、今はジオパークにもなっているし、世界ジオパークを目指すというふうな形で、長期的な視野に立った地域開発をすでに行っているということです。それが1億2,000万円程度の予算を毎年投じながら、いわゆる未来に向けた投資をしているというのが阿蘇です。

一番下に参考事例として、阿蘇デザインセンター設立時1990年と近年の2006年の数字しか手に入らなかったのですが、若干古くて恐縮なのですが、入り込み客数の推移



を比較したものを掲示しています。やはりまだ宿泊客をふやすということに関しては、彼らは目的を達成できていないようですが、少なくとも日帰り客は、設立当時に比べて817万3,000人から1,636万2,000人ということでプラス97%、ほぼ倍増するほどに成功しています。

別府はというと、そのころを比較すると、観光動態調査によるとマイナス1%ということで、ほぼ日帰り客は横ばいということになっています。

もちろんこの阿蘇振興デザインセンターさんがあったからこのような結果になったかどうかは、まだわからないのですけれども、少なくとも阿蘇は伸びている。別府は横ばいであるということが、これからもわかると思います。そういった意味で私はこれからの観光戦略というのは、まさに長期的な視野に立ったビジョンであったり、体制を構築することが非常に重要だと思っています。

そこで市長に質問させてください。世界遺産の温泉地を目指すというブランディング戦略について、市長は何かお考えがありますか。お聞かせください。お願いいたします。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

温泉地球博物館構想につきましては、そのシンポジウムにも私は参加をさせていただきました。すばらしい構想でありまして、この実現のためには何とか行政として必要な支援をしていきたいと今考えているところでございます。

今、議員からジオパーク構想のお話をいただきました。そして、将来的には世界文化遺産の温泉地を目指したいという意見。お話の例に挙げていただきました阿蘇市の問題でございまして。阿蘇市とはもうすでに数年前からまちづくり交流を始めておりますし、九州市長会等々で阿蘇市長さんとお会いする中で、いつもこの問題については話し合いをしているところでございます。私も今、議員の意見を聞きながら、別府についても「住んでよし、訪れてよし」のローマ字の「ONSEN都市」として市民が誇りを持てるような、そういうまちにしたいという思いを改めて強くした次第でございまして。世界に誇る、温泉資源を世界に情報発信するという、そして観光地域の振興を図り、市民がいつまでもずっとこの別府に住みたい、住み続けたいと思えるようなまち、そして観光客も何度でも訪れてみたい、このように思えるようなまち。まずは温泉地球博物館構想の実現に一生懸命取り組んでいきたい、このように考えております。

○4番（野上泰生君） どうもありがとうございました。世界遺産の都市などというものは、私一人が言っても到底実現できるものではないと思っています。多くの市民、そして議員の皆さん、そして市役所の皆さんと一緒にこの活動を推進していきたいと思って、この質問は終わりいたします。

次はONSENツーリズム、そして事業評価ということで質問をいたします。

私は、あらゆる役所の仕事に対しては、やっぱり事業評価というのは非常に重要だというふうに考えています。やはり限られた資源、お金や人材をいかに有効に生かして最大限の効果を上げていくか。これはとても重要なことで、そのためにはやはりそれぞれの事業がどういった目的で、どういった資源を投入した結果、どのような成果を上げたか、そういうことを極めて明らかにしていくということは非常に重要なことだと思っています。

今回、事業評価ということでまちづくりや観光部門ということで取り上げていくわけですが、それには理由がありまして、いろんな政策ですね。例えば福祉とかは結構国の制度というものがもうすでにあって、それを執行していくという要素が強いと思うのですが、このような観光部門というのは、いわゆる事業の重要度が大きい。つまりアイデア次第で大きく成果が変わってくる。そういった意味からも、まずこの分野から事業評価というものをきちっと入れていくということは当然必要だと思っておりますし、税金を投入していくことですから、市民や業界に対しての説明責任というものも強く求められていくという

ふうを考えています。

そこで、質問いたします。まちづくりと観光部門の事業効果というものは、現状においてはどのようにしているのか、お聞かせください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） 答えいたします。

指定管理者制度を導入しております施設につきましては、モニタリング調査を実施するほか、一部数値で判断できるものもございます。しかしながら、観光まちづくり課が所管しておりますすべての事業に関しまして事業評価はできていないのが現状でございます。このことにつきましては、本年第1回定例会の観光経済委員会の中でも、事業評価について数値目標の設定、あるいは費用対効果等の検証についての御指摘をいただいております。現在所管いたします各事務事業について内部評価の実務に向けて準備を行っているところでございます。この評価につきましては、今後の事業計画あるいは次年度の予算編成等に反映させまして、より効果の高い事業運営につなげていきたいというふう考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。まさにこれからこの分野もつくっていく、そして次年度の予算編成において少しこの事業効果の考え方が生かされて変化していくことを望んでいますし、一緒にそういった活動もしていきたいと思っています。

そこで、一つ事例をまた紹介させてください。この事業評価という制度は、やはり日本よりもどうしても海外の方が進んでいます。やはり納税者意識も高く、それだけの説明責任が厳しく求められているということが理由に上がると思うのですが、お配りした資料の3ページ（観光・まちづくりの事業評価について：米国自治体の観光政策、別府市一般会計予算「観光費」の構造）目。これは、例えばアメリカの自治体の観光政策についてちょっと御紹介をいたします。これはインターネットにも出ていますので、「観光客誘致における米国地方自治体の役割について」ということで引いていただくと出てきます。100ページぐらいの論文ですけれども、それをここで紹介することはできないので簡単にまとめさせていただきます。

アメリカでは、やはり厳しい納税者の目線から、この観光政策というのが進められています。そのような環境において米国の自治体がどういうふうな観光政策を行っているかということが簡潔にまとめられています。

一つはこの事業の特徴ですけれども、彼らは誘致と宣伝と受け入れしかしていません。逆を言うと、イベントをしたり施設を運営しているというのは、いわゆる観光政策とは思われていないということですね。つまりアメリカ、海外においては、誘致・宣伝・受け入れだけがいわゆる観光政策であるというふうなことであります。具体的に言うと誘致というのは、いわゆるマーケティングになるわけですが、団体客やコンベンション、見本市などを誘致しています。これはかなりはっきりと数字が出てきます。別府市でもスポーツ観光なんか非常に明快な数字が出ていますし、大きな成果を上げているようです。これから「MICE」と呼ばれるビジネス客の誘致も積極的に取り込まれるということで、まさにこのマーケティングというのが一つの事業ですね。

それからプロモーションということで、これは宣伝です。これはこの地域がどういった特徴であるかということを一一般の方々に対してインターネットや雑誌を通じて宣伝をしていく、まさに地域ブランドをつくっていく作業にほかなりません。別府で言うと、先ほど言ったような温泉の世界遺産を目指すみたいな話がプロモーションなのかもしれません。

もう一つが、受け入れということでビジターセンターを運営している。これは、せっかく来ていただいたお客様をおもてなしするために受け入れてさまざまな情報提供をしている。この三つだけをもって向こうの国ではいわゆる観光政策というふうに言われているわけですね。運営には、非常に大きなまた特徴があつて、事業評価制度を充実させて費用対効果を徹底的に追求しています。この観光政策を推進する中核的な人材は、外部から専門家

をスカウトしています。関連の税収と運営予算が連動しています。別府で言えば、例えば入湯税がふえれば観光政策の費用もふえていくし、減れば減っていくというふうな制度です。その成果が上がらなければ、つまり評価制度があるわけですから、その評価制度の中で成果が上がらなければ中核的な人材、もしくは組織丸ごとが変更されてほかのところに移されていく、そういった厳しさがあります。観光政策自体をやめてしまうという自治体もあるらしいのですが、さすがに別府はそれはないと思います。そういった判断をするための事業評価制度というのがとにかく充実していて、これをいかに納税者に対してきちんと説明するかということが求められているわけです。

一つは誘致であれば、入り込み客数や総消費額、もしくはコンベンションの誘致実績。もう一つ、ここが重要だと思っているのですが、雇用や税収ですね。観光産業における雇用量や関連税収というのが、かなり明確に示されています。あとは宣伝やブランディングということでホームページに何人来たとか雑誌にどれだけ載ったか、そういった話です。まさに、ここに学ぶことがとても多いと思います。ただ、人を全部入れかえるとか、そこまではなかなか日本では難しいのかもしれないのですが、こういった雇用や税収というのが最終的な成果尺度だと私は考えています。これはあくまでも産業政策ですから。そういった意味で今後の別府の観光政策を判断する上で雇用や税収というものを評価尺度にしていくことは可能でしょうか。お聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

私ども、第3次行革推進計画では、行政評価の導入ということが改革項目として上がっております。今お話があったように、その目的は効率的な行財政運営を推進し、市民に事業等の成果について説明責任を果たすことを目的にしております。行政評価には主に効率性、コストという視点で評価する事務事業評価と、さらに成果や効果の視点で評価する政策評価があると考えています。成果指標を設定する場合は、因果関係が明確でわかりやすいものが求められます。数年後に成果が出る場合もありますし、数値以外の定性的な評価が適当な場合もあると考えます。

今、観光部門の成果尺度として雇用・税収をという御指摘・御提言ですが、まず既存のデータが活用できるかどうかという問題もありますし、なかなか難しい側面もあるのかなというふうに考えております。できるだけ資料づくりにコストをかけず、客観的で総合的な評価が行えるように、事業担当課の内部評価とあわせて本年度中に対象事業や評価方法等の方向性を示したいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） どうもありがとうございました。

さすがに雇用とか難しいのかなという気がするのですが、税収に関しては入湯税があるわけなので非常に簡単ではないかなというふうに思います。

もう一つ調査という面で、つまり成果を評価する調査という面でお伺いしますが、観光動態調査ですが、実は市役所の情報公開室に行くと昭和58年のものが最も古いもので残っています。それと最近のやつを比較しても、実はほとんど調査項目は変わっていない状況です。これは時代の流れで考えると、もう少し調査項目を変更していく。例えばインターネット関連でどれぐらいアクセス数があったとか、そういったことも必要だと思いますし、先ほど言ったような雇用や税収面でどれだけ別府市の経済に寄与したか、そういったこともきちっと変えてほしいと思うのですが、そういうことは可能でしょうか。まず観光動態調査の調査項目や調査方法についてお聞かせください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

観光動態調査は、別府市に訪れました観光客の動きについて調査し、観光客の推移それから観光施設の利用状況についてまとめて、観光関係者の皆様方に役立てていただくための基礎資料として調査を行っております。しかしながら、御指摘のとおりこれまでほとん



ど調査項目を変えることなく行ってきたような次第でございます。

またマーケティングにつきましては、宿泊者を対象としたアンケート調査を行っておりますが、今後は観光動態調査にも活用できますよう、観光客の推計把握、動向等について、マーケティングを目的とした実態に合った調査を行ってまいりたいと考えております。

昨年より、観光庁が定めました全国共通基準の調査が大分県でもスタートいたしました。別府市といたしましても、この機会に市の観光動態調査の内容の見直しを図りまして、より正確で誘客に活用できる調査を実現できますよう努力してまいりたいと思っております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。大分県、国の基準に基づいた調査方法を導入したいという答弁だったのですが、これは恐らく数字がかなり下がっていると思います。ただ、私はそれに関しては強く支持いたします。やはりどんな会社でもそうですけれども、基本となる数字というのがいいかげんだと、なかなか適切な措置がとれないというふうに考えています。今の観光動態調査というのは、私も旅館を運営していますが、どう考えても、例えば平成2年のころと、まさにバブルが絶頂期のころと今の最新の部分の観光総消費額というのが、ほとんど横ばいなのですね。残念ながらうちの旅館ではそんなことはなくて、かなり売り上げも下がっていますし、それは市内のありとあらゆる業者さんが恐らく感じていることだと思います。そういった誤った調査をもとに政策をつくると、やはりなかなかやっている現場の人間もちょっとしんどいなという気がします。今回、国の制度にのっとって実態に沿った数字にしていく。相当批判も受けるかもしれないと思うのです。数字も落ちると思いますが、まさに勇気のある決断だなというふうに思っています。

では、今までの質問で雇用はちょっとわからないのですが、税収であったり、そういった尺度はこれから整備していただけるというふうに理解しました。次に、今言ったのは費用対効果の効果の部分の話です。費用の部分で、ちょっとお話をします。

こちらの参考資料で3ページ目、別府市の一般会計予算、観光費。一般的に一般会計予算440億円の中で観光費というのが9億1,700万円というふうに書かれています。これはぱっと見ると誘致・宣伝・受け入れ、いわゆるお客様を呼び込むために9億1,700万かかっているような感じがしますが、実はいろいろな費用がここに含まれています。これは私が独自に、表がありまして集計させていただきましたが、それぞれの部署ごとの予算の性質について分けました。例えば、ビーコンプラザの市民ホール。ビーコンプラザであれば誘致協議会に出している補助金は誘致ですね。そして指定管理に出している維持のためのメンテナンスのための部分は施設運営というふうに分けて集計させていただきました。そうすると、先ほどの例えば誘致・宣伝・受け入れという本来の観光政策で費やされるべき予算というものを、これに観光協会や旅館組合の補助金も入れて出てきた金額というのが1億5,925万7,000円。全体が9億1,700万円あるわけですが、そのうちの約1億6,000万プラス人件費もありますので、およそ2億円のお金を実質的には真水で比較的自由度の高い中で観光の政策として費やされているお金だというふうに考えられると思います。ですから、費用対効果を見る上では2億対どういった成果が出たのかというふうな式で、ぜひともやっていただきたいというふうに考えています。

こういった予算を見ると、まさに先ほど言った長期的な視点に立脚した政策というのがやはりなかなかつらいのではないかなと思っています。これは現場にも幾つか観光協会さんや観光まちづくり課さんに確認しましたが、ヒアリングしましたが、やはり誘致をしながら、イベントをしながら、そして施設の運営もしながら、そして長期的なビジョンで考えていく。なかなかこれは難しいということで、やはりこの別府観光にまさに今必要なのは、長期的な視点に立った観光やまちづくりの体制を一刻も早くつくって、きちんとここに人材と予算を振り分けていくことが要するというふうに思っています。

そこで質問です。今、ONSENツーリズム基金というのがありますが、これの設立の

経緯と現状はどのようになっていますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

別府市ONSENツーリズム推進基金は、市街地の活性化、歴史的建造物等の保存及び活用、観光振興等の事業の財源に充てるため、平成19年に創設されました。ゆめタウン建設を機に、従来からあった観光施設整備基金とふるさとチャレンジ基金を廃止し、その残高2億5,000万円を原資に、株式会社イズミへの土地貸付料に上乗せする形で約1億円を毎年積み立てながら活用を図ろうというものであります。平成20年度に3,800万円、平成21年度に7,600万円を取り崩し、平成21年度末の基金現在高は約4億4,100万円というふうになっております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。実は私はホームページ等で調べましたが、なかなかこのONSENツーリズム基金がどのように運用されているかというのがわかりませんでした。ONSENツーリズム基金の情報開示も非常に重要だと思うのですが、それについて質問いたします。ONSENツーリズム基金の情報開示について今後どのようにされるか。お考えがありましたら、お聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

基金を活用した主な事業としては、平成21年度を例に申し上げますと、海門寺温泉の建設事業に1,000万円、別府八湯温泉まつりやクリスマスHANABIファンタジアなどの補助金に3,600万円、流川通りの街路灯設置や商店街間口改良事業等の商店街活性化事業に3,000万円を充当しています。今年度におきましては、中国インバウンド誘客重点事業や別府・阪神航路開設100周年事業などに充てる予定です。

今、情報開示をとということに対しましては、今後もONSENツーリズム推進のための貴重な財源として、優先度の高い事業への集中的な投資を行いながら、実際にどのような事業に使われたかについて市報等で公表するようにしたいと思います。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。まさにこのONSENツーリズム基金は、市長が政治生命をかけて誘致した商業施設から出てきたお金を、まちづくりのために使おうということできたというふうに思っています。それに関してはやはり最大限の成果を図るべきであって、内容もきちっと開示されて、市民が見る中でどういったことに生かされてきたのかわかりやすくしていただきたいと思っております。

それと、先ほどから言っている、まさにこのような基金を使って長期的な視野に立脚した戦略的な取り組みの財源にしていきたいと思っております。全部とは言いません。その一部でもいいので、このようなお金こそ別府の未来について使っていただきたいというふうに考えております。

以上で、この質問は終わります。

次の質問ですが、市民との協働についてお伺いいたします。

協働というのは、まさにこれからの自治体の経営においては非常に重要なテーマであるというふうに言われています。これもまた参考資料を用意いたしました。5ページ（協働の推進について：別府市の将来人口予測、おでかけふれあいトーク「市長と語る会」で見ると）です。別府市の将来人口の予測です。国立社会保障・人口問題研究所のデータから集計いたしました。これによると、2005年は生産年齢の人が5.3人に1人が75歳以上のお年寄りの方を支えればよかったということが、2025年には生産年齢の方々3人について、75歳以上の人を1人お世話をしなければいけない社会になっていく。5.3から3.0です。お隣の分府市は8.4から3.4ですから、もっと激しいわけですがけれども、そういった形で人口の構成が変わっていく中で、少なくとも今までのやり方で行政サービスをやっていけば、財政的にもサービスの内容もなかなか維持できないということは明らかです。そういった問題意識に基づいて協働を推進していこう、つまり地域の課題という



ものは、できるだけ地域の中で行政と連携しながら地域の方々が主体となって解決できるような仕組みに変えていこうということだと思っています。

質問です。二つございます。まず一つは、別府市における市民との協働について現状を教えてください。

もう一つは、協働の推進について行政職員さんが学べるような研修制度というのはあるのでしょうか。

この二つを教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

少子・高齢化、そして地方分権の流れの中で、多様化する市民ニーズのすべてを行政サービスだけで対応することは限界があります。本市の総合計画では、市民が地域に関心を持ち、事業者や行政と連携して主体的に活動を展開する協働のまちづくりを重点目標にしています。平成22年度の実績調査では、20のNPO法人及び市民活動団体が、観光ツーリズムや福祉などの分野で委託または補助金等により事業を行っています。また、まちづくりの協働としてパブリックコメントやワークショップ、委員会等への市民参加を進めております。

それから、2点目の研修、人材育成プログラムについてですが、人材育成とは若干趣旨が異なりますが、本年度から政策推進事務に要する経費に150万円の特別旅費を計上させていただいております。これは当該年度以降に計画、または想定される本市の重要事業を推進するために調査・研究を行う旅費として活用することを目的にしております。先進的または専門的な事例を視察し、事業化していくものが対象となります。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。

私は、ひとつより高いレベルで協働というものを今後また目指していく必要があると考えています。例えばツーリズムの支援事業、これは浜田市長が市長になられたときから始まった事業ですけれども、これに関しては非常に本数も多く、なかなか職員さんがそれぞれの現場に入り込んで関与していくということができていないのではないかと考えています。そうすると、やはり補助事業的になっていって、この事業で得られた経験が市役所の中に取り込まれて、それがモデルになってほかの事業にも移転していくというふうなことがなかなか起きない。やって、終わり。それぞれの地域の団体というのはもちろん成長してはいますが、そういったノウハウやモデルを共有するに至っていないというふうに考えています。また、この事業自体がどうしても観光まちづくりということで限定されていますので、それ以外の防災であったり美化であったり、本質的なほかの地域の課題に遡及することまではできていないというふうに考えています。

もう一つ言われた委員会の参加やパブリックコメントも、どちらかという市がやっていることに住民が来てくださいというふうな姿勢です。

これからの協働というのは、むしろ住民が地域で活動していく現場に市の職員さんや、もちろん我々議員もそうですが、出かけていって新しい世界をつくっていく。そういうふうなのがこれからは求められていく協働であるというふうに考えています。そういうことで協働のモデル事業というのをぜひともやっていただきたいわけで、これも私はいろいろ調べるのが好きなので調べました。

市長が平成19年11月からずっと市民のもとに出かけて、「おでかけふれあいトーク市長と語る会」というのを33回もされています。その中で、市民から出された意見や要望というものを分析してみました。ここでいくと、やはりその参加者の関心のある分野というのは地域の美化であったり福祉であったりスポーツの振興、ちょうど国体のあった時期なのでこの意見が多くなっているわけです。一方で意外だったのが、安心・安全、つまり防災ですね。余り出ていない。これは地震が起きる前なのかもしれないですけども、

今やると、たぶん変わると思います。それから教育や文化、もしくは温泉を回りにした健康増進なんというものも実は出ていない。これはある意味、意識をもっと高める必要があるというふうにあります。どうでしょう、こういったテーマというのは、今後の協働を推進していく中で非常に重要なテーマになっているわけで、こういったものに対して協働のモデル事業、これは私もこれから他市に行って事例を研究してきますので、来年度からでもいいのですが、そのモデル事業のようなものを導入してほしいのですが、それはいかがでしょうか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

地域のいろいろな問題を解決するためには、市民活動の支援と団体等の自立を促進していく必要があると考えています。まさに防災など地域の安全・安心には自助・共助の仕組みが大切です。また行政と民間とが対等な関係で相互に補完し合い、行政にない民間の専門性や先駆性、迅速性等を生かしていくような事業の導入も求められます。限られた資源の中で既存の補助金等の見直しとあわせて、市民提案型を拡充することについて検討してみたいと思います。その場合は、先ほどもお話がありましたが、原則周期を設定し、費用対効果等を検証してまいりたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。繰り返し言いますが、これからの協働というのは、やはり地域の課題を中心に考えていく必要があるわけです。市役所の業務を中心に何かを市民にさせるという、指定管理なんかはそうなのかもしれませんが、そういった種類の協働はもちろんありますが、本質的に重要なのは、やっぱり地域の中にある課題そのものをどうやって解決していくか。そういったことに対して市役所の役割がどういった役割を果たせるか。もしくはその中で職員さんが成長して、もしくは先進地の事例を紹介していきながら正しいモデルをつくり、それをまたほかの地域に普及していく、つまり政策にしていく。そこまでの能力が恐らくこの市役所には求められているというふうに考えていますので、これについては市のモデル事業の導入などを通じてノウハウを積み、人材を育成して協働のさらなるレベルアップ、これを図っていただきたいと思います。

次の質問にまいります。次は障がい者の福祉について質問いたします。

これは、市長が今回の選挙でも公約にされていましたが、「誰もが安心して暮らせる別府市条例をつくる会」。今では、「誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例」。一般的な言葉で言うと、障害者差別禁止条例についてです。現在、日本の各地で障害者差別禁止条例の制定が進んでいます。

そういった中で、市長に質問です。市長は、先般の選挙においてこの条例の制定に関して公約にされました。そういったことで、市長の思いをお聞かせください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

まず、御承知とは思いますが、この思いに至った経緯で少し大きな流れからお話をさせていただきます。

世界人口の約1割と言われていて約6億5,000万人を占めると言われる障がいのある方に対する偏見、差別、社会的排除、今日なおまだ深刻な状況にあるというふうに認識をいたしております。また2006年（平成18年）12月に国連総会において採択されました障害者の権利条約、これは障がいのある方の人権全般に関して完全かつ平等に保障するために、法的義務を国家に課す人権条約として障害者権利条約をつくるという、そういう必要性が国際社会で認められたという経緯でございます。

そこで、国においては、現在同条約の批准に必要な国内法の整備を初めとする、障がいのある方にかかわる制度の集中的な改革に取り組んでいるところでありまして、障害者基本法に合理的配慮の否定、こういうことが差別に含まれることの明記、さらに障害者差別禁止法の制定等について審議を行っているという状況であります。これまで、障害とは疾

病や外傷などの健康状態により直接生じた個人的な問題であり、障がいのある方が社会に適応するいわゆる手段、これは治療や訓練等の自己責任によってなされるものであるというふうと考えられてきました。それは本人や家族の問題であり、健常者にその責任を問うのはおかしい、こういう考えが少なからずあるのではないかと思います。ところが、障害とは個人に帰属するものではなく、多くは社会環境によって作り出されるものであり、障がい者の社会参加に必要な環境整備を社会全体の責任とするという考えが、今後ますます必要とされるものと考えております。

そこで、私の政治信条であります「市民目線の政治」、また、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を実践するとき、身体・知的・精神に障がいのある方やその御家族の切実な願いや御労苦を思うときに、だれもがやはり安心して安全に、差別・偏見のないまちづくりに取り組んでいかなければならないということ、その強い思いが、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例の制定をしたい、こういう思いにつながったわけでございます。

○4番（野上泰生君） どうもありがとうございます。これを聞いて多くの方がとても喜んでいと思います。

では、もう一つ質問です。では、具体的なその条例の制定に関して作業の現状についてお聞かせください。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関しまして、中核的な役割を果たしています協議の場といたしまして、別府市障害者自立支援協議会がありますが、この協議会に条例制定部会を設置し、5月8日発足いたしました、「誰もが安心して安全に暮らしていける別府市条例をつくる会」のメンバーの方にも作業部会員として参加をしていただき、議論をしていただくことを考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。まさにこれもこれからという話で、そういった協議会の中に作業部会ができて、そこで当事者の方やいろいろな方々と一緒に、もちろん専門家の方も入ると思います。進めていくということで了解をいたしました。

私、この「誰もが安心して安全に暮らしていける別府市条例をつくる会」の設立の会に参加をいたしました。まさに先ほど浜田市長が言われた、障がい者自身に問題があるのではなくて社会に問題があるから、障がい者が豊かに暮らせる、安心して安全に暮らせるような社会をつくるには、社会の責任であるという話を聞いて、なるほどと強く納得をいたしました。

その中で出た条例化をするために大切な四つのことというのが言われました。一つは、当事者が中心であること、もう一つは、さまざまな事例を検討して考えられること、もう一つは、行政や議会と一緒につくること、そして安全という観点も入れること。この四つを大事に守りながらやっていきたいというふうに彼らが言っていました。私は、まさにそのとおりだと思っています。今回の条例化というのは、多分別府がやると九州で一番早いなんということも言っていましたが、何も九州で一番を目指すのが目的ではなくて、本当にいい条例をつくるということが恐らく大切なのだと思います。できるだけ時間をかけてもいいので、本当の意味でのノーマライゼーションを実現していただきたい。

最後に、市長に質問いたします。この条例の制定については単にゆえん的なものではなくて、真の意味でのノーマライゼーションを実現するように努力することを約束してほしいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

まさにこの新条例制定に障がいのある方が参加をしていただくということは、非常に重要なことだと考えております。そのプロセス、今言われたそのプロセス自体が大きな啓発



になるだろう、このように考えております。また、身体障がい者の福祉モデル都市、それから住みよい福祉のまちづくりの指定を受けてきたこの別府市といたしましては、宣言的な内容を含みながら、さらには障がいのある方の御意見を十分に受けて、可能な限り早い時期にこの新条例が制定できるようしっかり取り組んでいきたい、このように考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。可能な限り早い時期に、しっかりした内容のものをぜひともつくってください。

最後に、この「誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例をつくる会」呼びかけ人会の河野さんに聞いたことで非常に印象的だったのは、障がい者が安心して安全に暮らせるまちというのは、お年寄りや子どもも含めたすべての市民が安心して安全に暮らせるまちになるということ、もう一つは、プロセスを重視してつくる条例型の事例としては、現時点では東京の八王子市のものが非常にプロセスをしっかり踏まえながらつくられたということなので、ここのものを我々も一生懸命勉強しながらいいものをつくっていきたいと思います。

まとめます。きょうは、まず最初は温泉博物館ということで質問させていただきました。最終的には世界遺産を目指す、そういった大きい目標を掲げてほしいという私の要望のもとに、まずは温泉地球博物館それからジオパーク、そして遠い将来になると思うのですが、世界遺産になって世界に誇れる温泉のまちにこの別府がなればいいなというふうに考えて質問をさせていただきました。

その次は、やはり事業評価というものをきちっと入れていくことで観光戦略というものをもう少し変えてほしい。特に長期的な視点に立った観光の枠組みというのがやっぱり必要であるということをお話しさせていただきました。

それから、協働の仕組みですね。協働のモデル事業をつくって地域の中にどんどん市の職員も入っていただいて、真の意味での協働ができるまちにしていきたいということを行いました。

最後は、こちらの障害者差別禁止条例。本当にいい条例をつくっていただきたい。私も一緒に努力していきたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

- 11番（国実久夫君） 実質、南部議員一人となりまして、責任の重大性を認識しているところでございます。今後とも南部振興に精進していきたいと思っておりますとともに、人格・識見向上に努めてまいりたいと思っております。

そこで、早速南部振興についてお尋ねいたします。

くしくも私は、15年4月に市議会議員に当選させていただきました。その当時の一般質問で、松原市営住宅にサザンクロス図書館が駐車場に困っている、何とかならないか。また旧南小学校跡地、楠港の跡地の有効活用を市長にお願いしました。そこで、行政として執行されているのは、皆さんも御存じの楠港跡地にゆめタウンを招致していただいた、それだけです。残念なことに松原市営住宅1階、旧南小跡地、ほぼその後、多少は利用はされたのですが、思うように進まなく、日々がたっております。南部の議員として、とりあえず松原市営住宅1階部分の活用、あのままでいいはずがありません。

振り返ってみますと、松原住宅は当初の建設目的は、平成4年2月、松原市場が火災により焼失したため、南部振興の中心部の活性化対策として市営住宅・店舗併設方針により、平成12年2月に市営松原住宅が完成しました。確かに計画当時は松原市場の再現を目指し活性化させようと、市営住宅の1階部分に店舗ゾーンを計画していましたが、採算性等の問題で出店希望者が少なかったため断念した経緯であります。平成21年には、市が南部活性化を目指すため、旧南小学校跡地活用計画に伴う周辺公共施設整備計画の中で、現

在サザンクロスの1階にある南部出張所を店舗ゾーンに移転する計画をつくっていただきました。しかし、旧南小学校跡地活用計画そのものが白紙となり、松原住宅1階の店舗ゾーンについても白紙となりました。ただこまねいていただけではなく、執行部としては暫定的な利用として、平成14年度から毎週日曜日、平成16年度から毎週水曜日と日曜日にJ Aべっぴん日出が朝市の会場として利用していて、数少ないにぎわいの場所となっていました。その朝市も昨年10月で撤退して空き店舗のままになっております。にぎわいの場所となっていた朝市が撤退したことで、地域住民の間からは惜しむ声や沈滞している南部地区が少しでも活気づけるような活動を考えていただきたいのだが、この松原住宅1階店舗ゾーン、私なりに執行部に長年提案もしてまいりました。当時、3分団という消防団を入れてほしいという要望もしました。調べていただきまして、公共施設利用であれば国の補助金の返還も要らないという、いろいろ夢もあったのですが、3分団は浜町出張所に併合させてつくっていただきました。そういうことで松原1階、執行部としてはどのように考えておられるかお尋ねします。

○建築住宅課長（末吉正明君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、建設当初の目的は南部振興の活性化対策といたしまして、松原市場の再現を目指し、店舗併用の松原住宅が建設されております。また、1階の店舗ゾーンにつきましては、暫定的な利用とはいえ、にぎわいの場所として地域の方々に親しまれておりました朝市が、残念ながら昨年10月末をもって撤退という事態になってしまいました。今後も、建設当時の目的である南部地区の活性化に資するという原点に戻って、こういった方策が南部地区の活性化につながるかなど、引き続き関係各課と協議いたしたいと考えております。

○11番（国実久夫君） なかなかこれという活用、アイデアが出てきません。我々南部地区としては、言葉は適切ではないかもしれませんが、もう何でもいい、何でも活用してくれるなら何でもいい、とにかく一日も早く有効活用していただきたい。何とか執行部も、その活用に向けて模索していただきたい。

以上を要望しまして、次の項に移ります。

やはり、旧南小学校跡地の暫定利用です。ずっと旧南小学校に行って見て回っております。グラウンドを整備していただきまして、防火等の面で十分な道の幅を確保するためのセットバックもしていただきまして、トイレもつくっていただきました。しかし、行ってみて現場を見まして、おかしいなという疑問、道路を下げるということでセットバックしているのですが、電柱がその範囲内に4本ほど立っています。その電柱が、思い切って下げていただいたら道路で離合するのにすごく広く感じていいなと思っていましたら、目算ですが、わずか30センチほど下がっただけです。車で離合する場合には旧態依然、前と変わってないような間隔になります。どうしてそのぐらいしか下げられなかったのか、事情を説明していただけますか。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

電柱につきましては、現在、道路上でございます。電柱を移設する場合は、道路から道路へという形になりますと、NTTの方は無料ということで、現在からちょっと1.5メートルほどにつくるようになっておりますけれども、歩道の中に移設をするというふうになっております。

○11番（国実久夫君） NTTが無料でしている範囲がそこだというなら、仕方ないと思います。今後は土地、計画道路と絡んでくると思います。早くセットバックされるように期待しております。

暫定利用についてお尋ねしたいのですが、グラウンドが完成しておりますけれども、いつごろから利用可能なのか、お尋ねします。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

暫定利用の件でございますけれども、現在スポーツや地域のイベントなどができる広場といたしまして整備を行っているところでございます。また利用につきましては、今のところ7月中旬以降かなというふうな状況で考えております。

○11番（国実久夫君） 次の、旧木造校舎の解体も3月で計画を聞いております。それに絡んでくるのだと思うのですが、木造校舎の解体時期はいつごろを計画しておりますか。お尋ねします。

○教育総務課参事（井上 忍君） お答えいたします。

現在、トイレ、駐車場、広場の整地や歩道の整備工事を行っております。歩道の整備工事が7月中旬に終わる予定でございますので、木造校舎の解体につきましては、本年度中に工事を行うために9月議会に解体費の補正予算を計上したいと考えております。

○11番（国実久夫君） そういうことであれば、グラウンドも恐らくまた使えなくなるのではないかなと危惧しております。徐々に執行部も模索をしていただきまして考えていただきまして、進んでいるなという感じはあります。でも、あそこにある旧体育館。我々から見たら講堂、昔の講堂、それを何とか解体していただきまして、一回全部更地にしていただきたい。次に進むステップとして何としても、あの旧体育館があったのでは再開発は無理ではないかと考えております。執行部側としてはあの旧体育館をどうするのか、どのような計画があるのか、知らせていただきたいと思っております。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

御指摘の体育館につきましては、現在使用につきましては決まっている状況ではございません。今後、地元の方々や関係課と協議を行いながら今後の方針を決めていきたいというふうな形で考えております。

○11番（国実久夫君） 後で述べるのですけれども、要望なのですけれども、それは後で言います。

5番目の、南部振興策はあるのか。旧市役所跡地のサザンクロス、平成24年3月で契約満了、借金完了、そのように聞いております。聞くところによると、住友信託とはうまく利活用して、市も図書館、南部出張所等の使用料を払ってきて、無事満期を迎えようとしています。そこで、年間、毎年市は幾らほど払ってこういう満了を迎えたのか、知らせてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

南部振興開発ビルの土地信託は、平成24年3月末で終了いたします。今お尋ねの公共棟の借り上げ料につきましては、年間1億3,650万円となっております。

○11番（国実久夫君） 1億5,000万近くが毎年一般財源から出されていたわけですが、それにプラス先ほど4番議員が言われました基金、ONSENツーリズム基金、ゆめタウンの土地使用料等々を含めて南部振興にぜひ投下していただきたい、かように思っております。でも、あの土地に行政が資本投下をするということは、なかなか財政も含めて厳しい時代を迎えていると認識しております。私は先ほども言いましたように、一回旧体育館も更地にして、全体を民間に公募して土地を無償貸与、もしくは低地代等の活用しか、なかなかいいアイデアが浮かびません。本当、公費投入はなかなか議会のコンセンサスを得るのは難しいのではないかと考えております。

先般、都市計画道路の公聴会が中央公民館でありまして、私と荒金議員が出席して公聴しました。何とかその都市計画道路も平成27年に計画された旧南小学校の西側ではなく、旧国道の東側、セットバック可能な計画にならないかと公述人が述べました。執行部の回答は、旧南小跡地の活用次第で変更も可能かなと。

市長、どうしても行政というのは、そのように我々から見たら、思うとおりにいかない。



計画も線を引いた以上、なかなか難しい。利用活用もなかなかアイデアが上がってこない。そうすると、前になかなか進みません。どうか先ほども言いましたように、行政として南部振興に気合を入れて活用して、旧南小だけではなく南部振興に寄与していただきたいと要望しまして、南部振興については終わります。

次に、別府市の財政についてです。

先ほど4番議員さんが、調べるのが好きだと言っていました。私もやはり別府市の財政について調べるのが好きで、総務省のホームページ、全国783市の財政状況、ランキング等々を自分なりに調べてみました。総務省に届けられている財政状況は、まだ当然21年度であります。もう23年に入っていますけれども、一応783市のランキング、調べてみました。将来負担比率、783市のうちの13位、1人当たりの借金、借入金74位、公債費比率15位、1人当たりの財政基金103位です。ここまで見ますと、財政状況はそれなり別府市として誇れるものだと思っております。ただ、それだけでは……またいいことばかりではありません。やはり全国的に厳しいことには変わりありません。財政力指数というのがあります。それで見てみますと、先ほどの順位から404位に後退します。経常収支比率を見てみますと、もう552位、後ろに231しかありません。いい面と悪い面と交差しております。

その原因を自分なりに探ってみました。1年当たりの生活保護費支給額が63億5,000万円で、人口で割りますと5万2,176円、ワースト23位です。実質収支といいまして、収入と支出の差、悲しいかな別府には大企業はありません。何と616位、法人市民税も570位。すごい悪い数字と、またいい部分があるのか見てみますと、幸か不幸かたばこ税、118位に上がってきます。別府は固定資産税が高いという評判を聞くのですけれども、1人当たりの固定資産税も493位、決して突出しているわけではありません。入湯税を見ますと、もう5位に。やはり別府はすごい部分があるのだなと痛感しております。

これは21年度で、22年度はどうか気になるところなのですけれども、ホームページで市が23年3月31日現在の基金状況、市債状況を公表してくれております。それで私は「22年度」と書いてしまったのですけれども、今の時期は既に出納閉鎖していると思います。会計管理者が、市長に提出するための書類を調製しているところではないかと思っております。すでに財政担当課では決算統計の作業に入っていると思っておりますが、概況で結構です、平成22年度の執行状況はどのようになっているか。見込みで結構です、教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

平成22年度決算につきましては、現在調整中でありますので詳しい答弁は控えさせていただきますが、執行状況等から決算の規模といたしましては、歳入・歳出ともに前年度を若干上回る見込みとなっております。

○11番（国実久夫君） 財政状況につきまして、市長、私は15年も市長に、基金の枯渇は平成20年だ。その先にいきますと、22年には枯渇する。次は25年に枯渇する。基金残高を見てみますと、執行部の努力か知りませんが、基金が減っている公表はされておられません。私は、市長の行政を見てみますと、財政状況、7年先、5年先、それはだれもわかりません。でも、むだなく堅実な市政運営をなされていると判断しております。どうか危惧ばかりが公表されることなく、堂々と市政運営をしていただきたい、かように思っております。

言いたいことを言って失礼しましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○24番（泉 武弘君） 当初、時間割をいたしていましたことが、前任者の質問時間の短

縮によって全部変わってまいりました。議長にお願いしますが、まず最初に市政運営の基本方針と市長の選挙公約、これから議論を始めさせていただきたいと思っております。

これは正確を期すために、当日の新聞記事から文字を起こしていますので、これを読ませていただいて、市長に最初に確認をさせていただきたいと思っています。

4月25日だと思うのですが、選挙当選した翌日の会見で市長は次のように述べておられます。「自肅が相次いできたイベントもそろそろ解禁すべきで、早速、別府夏の宵酔まつりの準備をしたい。リーダーが残念ながら相手陣営に回った以上、まつりを任せるわけにはいかないし、実施する団体のあり方も考えたい」と話したということが新聞報道で確認できます。そして4月29日、杉乃井ホテルで開催されました「浜田博別府市長を励ます会」の中で、市長は選挙を振り返り、「政策で勝負したかったが、最後まで誹謗・中傷、嫌がらせ、脅迫、ここまでやるのかと続き、ひたすら耐え忍んだ。苦しい選挙に勇気と元気を与えてくれた92歳のおばあさんの、『これが私の最後の選挙だろうから、絶対に勝って』との言葉だ。そして正義の一票一票が私を勝利に導いてくれた。私を必要としてくれる人、必要としない人がわかった。支えてくれた人に全力で恩返しする。これこそが真の公正・公平だと認識した」。この記事は5月30日に掲載されていますけれども、この私が今読み上げましたことが事実かどうかだけ確認したいと思っておりますが、市長、あなたのあいさつの中で述べられた、また記者会見で述べられたこの二つ、一連の記事は本当でしょうか、それとも間違った部分があるのでしょうか。御答弁ください。

○市長（浜田 博君） 恐らく、そのような発言はしたと思っております。

○24番（泉 武弘君） そこで、具体的にお尋ねします。まず前段からお尋ねをしたいのですが、「リーダーが残念ながら相手陣営に回った以上、まつりを任せるわけにはいかないし、実施する団体のあり方も考えたい」、このように市長は発言されていますと同時に、この発言を受けて観光協会の専務理事が実際にこのリーダーにお会いしています。それで、結果的にはこのリーダーが辞任するという形になりましたけれども、あなたの権利がこのような団体の人事に及ぶというふうに考えた根拠を示してください。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず事前にその経緯といいますか、当日の状況だけお話をさせていただきたいのですが……（発言する者あり）

○24番（泉 武弘君） 議長、私が今お伺いしたのは、そういう市長の権利が民間団体の人事に及ぶかどうか、その根拠を示してくれと質問しています。その根拠を示してください。

○企画部長（大野光章君） 市長のこういった権限が及ぶかどうかという御質問であります。地方自治法上は147条、157条、こちらの方で、市を代表する、またはこういった団体を統括するという権限は明記されておりますが、少なくともそういった団体に対する人事、そういった部分まで介入できるということには、そういう規定ではないと考えております。

○24番（泉 武弘君） 地方自治法147条、市長の統括権、代表権がありますね。これは地方自治法に明記されています。この中であなたが、公共的団体の財務状況とかこういうものを検証する権利はあるのです。また資料を提出させる権利も、市長の総合調整権の中であるのです。

今、企画部長が明確には言われませんでした。ところが公共的団体の人事に介入する権利はあなたにはないのです。なのに、あなたが発言したことを受けて、補助金を受けている観光協会専務理事が、当事者であるまつり実行委員会の代表者に会って辞任を迫っている。このことを御存じですか、市長。御答弁ください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

専務理事が当事者に会って云々というお話は、私は関知しておりません。選挙戦を終えた直後でもあって、先ほどの発言は私は認めましたが、私自身感情が高揚していたという部分があるかと思えます。規約の確認もせずに、また認識不足の中での発言であった、この点は深く反省をいたしております。人事権に及ぶと言う思いは全くありませんし、去る5月2日に開催をされましたまつり振興会では、前任の実行委員長が辞表といたしますか、意思をあらわしたものですから、私は、6年間本当に御苦勞でしたという思いを、感謝の意をお伝えいたしたわけでございます。その点について改めて、前任の方並びに関係者に誤解を招いた点についてはおわびをいたしたい、このように思っております。

- 24番（泉 武弘君） 市長、その言葉が詭弁というのです。あなたが記者会見で言ったことは新聞で報道され、そのことを受けて、ここに当事者から事実経過について報告をいただいています。これからいきますと、観光協会の専務理事・古庄剛さんが電話をかけて当事者のところに来た。それで古庄さんはこのように言っているのですね。この報告書に基づいて話をさせていただきますが、「市長はいい人、正直な方。つい本音が出ただけ。だから許してもらえんやろうか」、こういうくだけりから入っている。

そして、さらにこの古庄さんは、（傍聴席で発言する者あり）市の幹部から……

- 議長（松川峰生君） 傍聴席は静粛に。

- 24番（泉 武弘君） 依頼を受けてきた。このように……（発言する者あり）ちょっとすみません。議員の皆さんは静かにしてください。市の幹部から依頼を受けてきた、このように実は言っているのですね。市長、あなたはこの当事者をやめさせるために、だれかに働きかけをしたという事実はありませんか。あるのかないのか。

それから先ほど、選挙後において自分の気持ちを整理できない中でつい不用意に発言をしてしまった、こう言っていますが、それはうそです。この杉乃井での発言、それから選挙の翌日の発言。これ全部連動しているのですね、あなたの考え方が。それで、これは見方によりますが、今回の幹部人事においても、なるほどな、選挙をやった人とやらなかった人の区別ができたからこういう人事ができたのかなと思わせるような実は人事が行われていると、私、泉武弘は考えています。

それを裏づける意味で、昨日、上野口公民館に幹部職員が参集して出てきたところが、非常によく個人ごとにビデオにおさめられていました。人間、どうなのでしょうかね、やっぱり自分自身迷いがあったのでしょうか、上野口公民館から出てくるときに、回りをきょろきょろしながら出てくるのですよ、みんな。やっぱりこういう事実から考えて、市長は自分の選挙を応援した人、応援しない人がわかった。私を必要としてくれている人たちのためには全力で頑張る。これが真の公正・公平だ、こう言っている。その考えは今でも変わらないのではないですか。どうですか。

- 市長（浜田 博君） 先ほどの質問で、働きかけをしたかということは、私はどの部長に対してもそういう働きかけはしておりません。ただ、発言の内容については、私はそういう思いで言ったことに対しては、必要な方とか、どういう言い方でしたかね、信頼してくれた人、お世話になった方々、そういう意味で御恩返しをしたいという、私は3期目を支持してくれた人に対する感謝の意を伝えるつもりで発言した、このように思っております。

- 24番（泉 武弘君） 市長、ここは市長と議員・泉武弘は今後どういうふうに向かい合うかという基本的な問題なのです。まず、今回のまつり実行委員会の代表をやめさせた、結果として。あなたは、今、自分はそういう指示はしていない。ということになりますと、観光協会の専務理事が独自の判断で行動してしまった。こういう人間が、別府市から補助金を受け取る団体の専務理事として果たしていいのかどうかという基本的な問題が実は問われるのです。これが1点です。

それから、あなたが先ほど言われた、自分の発言の中に行き過ぎがあった、こう言われ



ましたけれども、それは市長、許されないのです。事実、実行委員会の代表者をやめさせたわけなのです。このことに対して、あなたはどういう説明をしますか。先ほど言ったでしょう、市長はいい人だから、つい本音が出た、だから許してほしい。明らかにあなたの代理として言っていると思わせる節が、この専務理事から出ているのでしょうか。

このまつり実行委員会の代表者、だれが見てもそれはもうすばらしい努力をする方なのです。その人をあなたが行き過ぎたという発言だけでやめさせて、それで済む問題でしょうか。もしあなたがそのことを真に悪い、当事者を傷つけたということであれば、この場で謝罪してください。

- 市長（浜田 博君） 私自身が、やめさせたという思いがありません。そういう発言は確かにあったことは間違いないので、このことについてはそういう時期でありましたし、本当に申しわけなかったと深く反省をいたしておるわけですから、おわびをさせていただきたい、このように思っております。

彼の実行委員長としての働き、これはもう6年間の働きというものを私もしっかり認めております。これまでもしっかり応援をさせていただきまして、ここまで頑張っていたのか。まつりのたびに私はその方にお礼を言い、その祭り会場を案内で視察させていただきました。いろんなイベントの中でお礼を言ってきたわけでごさいます、今回やめるという、本人の口から実行委員会の席で発言があったものですから、6年間本当にお疲れでした、ありがとうございますという感謝の意を伝えたわけですから、本人に謝るといことは、やめるようになったいきさつについて、これまでの御労苦に対して感謝していますといことは当然言えると思いますし、やめる結果になったことについては、私がやめさせたという意見がありませんので、その点については、発言についてはおわびをさせていただきます。このことでごさいます。

- 24番（泉 武弘君） そうではないでしょう。あなたの記者会見での発言がもとになって、事態が動き始めたわけです。結果として退任届を出さない、こういう働きかけを観光協会の専務理事がしたわけでしょうが。そして結果、本人が辞表提出というような形になった。市長、あなたはそれを知っているのではないの。こういうことを議会で取り上げなければいけない寂しさが、わかりますか。あなたは「市民の目線」と言ったのでしょうか。そして、きょう何と言いましたか、「差別のない社会」と言ったのでしょうか、答弁の中で。あなたの一連の発言は、これ以上言及しませんが、まずこのまつり実行委員会の代表者をやめさせた。このことについて事実経過を調査してください。これは一人の人格を傷つけ、大変やる気のある方を失ってしまった、こういう気がしてなりません。これは事実関係を絶対調査してください。

それからもう1点、市政運営の基本方針。これは選挙を応援したか、応援しないかというのは、市長、全く関係ないことなのです。もう結果が出て、あなたが市長なのだから。自分を支持した人と支持しない人を区別していると、前の市長がやっていたような混乱の市政になってくるわけでしょう。こういうことだけは絶対やってほしくない、またやるべきではない。これが市長、守れるかどうかだけ答弁してください。

- 市長（浜田 博君） これからも今までと変わらず、公平・公正に市政を運営していきます。
- 24番（泉 武弘君） わかりました。事実関係については必ず調査をして報告してください。これを議長、お願いしておきます。やはり一人の人の人権にかかわる問題というのは大変重要だと思いますから、これは文書で報告していただくよう議長にお願いしておきます。

さて、防災問題に入らせていただきます。

市長、防災に関する問題で、あなたに文書を提出しています。それは別府市防災士会として提出した分と、市議会議員泉武弘として中央小学校の児童の安全確保について要望書

を提出いたしております。いずれについても今日まで何らの回答があっていません。

そこで、このことを踏まえて議論をさせていただきますが、地震調査委員会が発表した資料をもとに話をさせていただきますと、別府市を取り巻く地震発生状況がどのように想定されているかということをお先に述べさせていただきます。

東南海地震は、100年から150年の間隔で起きています。最近では昭和19年、くしくも私が生まれた年ですが、この年に発生をいたしております。地震調査委員会は、30年以内の発生確率として、60から70%という異常に高い数値を示しています。これはマグニチュード8.4というふうに想定されています。さらに、安芸灘から豊後水道地域には、400年の間に6回の地震が起きています。この地域での30年以内の発生確率は40%という、これも極めて高い数値が起きています。そして、マグニチュードは7程度、このようになっています。

それで今、市長、大変心配されているのが、東南海地震と日向灘の地震が連動した場合に大変大きな地震が起きるのではないかと。6月6日に大分県防災会議が開かれまして、その中でも委員から、むしろ東南海と日向灘が連動して起きた場合に、四国沖から回ってくる波の被害が連動したときが一番大きい、このように実は委員が指摘をしている。この日向灘は、実は二つあります。一つは、30年以内の発生確率、これは小さいグループの方ですが、70から80%という数値になっています。もう一つは、7.6前後のが30年以内に10%前後の発生確率で起きる、こういうふうになっています。それと加えて別府市では別府・万年山の活断層。これは大分県被害想定で甚大な被害が出る。別府市自体が、被害想定がそのまま被害額になった場合に、立ち直ることが不可能ではないかと思えるぐらいの大きな被害が出る、このように想定がされています。

そこで、お尋ねをしたいと思います。東南海地震が発生した場合の震度、どのくらいになりますか。津波高はどのくらいを想定しているのか。まずこれから御答弁ください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

東南海・南海地震が発生した際の地震の規模につきましては、マグニチュード8.6、津波高は二、三メートルと想定されております。

○24番（泉 武弘君） 今それ、報告しましたのは、平均津波高ですね、平均潮位面。東京の隅田川を中心にして平均潮位面を出しています。その場合の津波高の最高が2メートルから3メートル。潮については大潮、長潮、中潮、小潮、若潮、いろいろあるわけですが、最高潮位面で発生した津波高というのは、別府市に何メートルというふうに想定しているのか御答弁ください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

東南海・南海地震の国の調査研究結果から、最大津波の高さは3メートルと想定されておりますが、それが別府湾のこれまでの最高潮位面と重なった場合、地形図での海拔では5.2メートルと想定されております。

○24番（泉 武弘君） 5.2メートルという最高の津波高、これは今まで市民には伝えてあるわけですか。これが1点。

最高潮位面5.2メートルという津波が来た場合に、別府市域ではどこまで浸水域があるのか、具体的に答弁してください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

最高潮位面の5.2メートルにつきましては、市民の方には特に開示はしておりません。今、議員がおっしゃいました別府市内で海拔5メートルから6メートルの付近の地域の例で申しますと、駅前通りではJR別府駅前の近鉄跡地付近まで、亀川小学校を中心に考えますと、亀川地区の浜田、国立、古市、温水の奥までとなります。南小学校を中心に考えますと、JRの線路西側の朝見1丁目の二区公民館あたりが五、六メートルの付近に相当

する地域となります。

なお、参考までに、海拔10メートルの位置は、別府駅東側広場、やまなみハイウェイとJR日豊本線の交差する地点、別府大学駅などがあります。

○24番（泉 武弘君） こういうふうを考えていいのですね。市長、最高潮位面で津波が来た場合、5メートル20センチ程度のものが来ます。この今想定している最高潮位面での津波高、これは市民には知らせてないのですよ。市民には2メートルから3メートル、こういうことになるのです。それで、最高潮位面で津波が発生した場合にどこまで来るかといいますと、JRがありますね、JRの軌道までほとんど来るのです。一番深部まで来るのは、内竈神社があるでしょう、内竈神社の北側までです。それで、今、南の方は南小学校の付近を説明しましたね。これが今まで伝えられてないのです。どうして伝えなかったのですか。どうしてこのような重要なことを市民に伝えなかったのですか。その理由を説明してください。

○自治振興課参事（月輪利生君） 今まで国の想定で、2メートルとか3メートルという津波高を想定しておりましたが、5.2メートルというのは過去の最高潮位面でありますので、最高のレベルでの想定につきましては、市民にはお伝えしておりませんでした。

○24番（泉 武弘君） そうではないでしょう。これは、あなたたちがつくった資料でしょう。こっちを見てください。東南海・南海地震防災対策というのをつくっているわけでしょう。これは別府市の防災対策の訓練等に使う。この中にどう書いていますか、この中に。この資料は、関係機関や市民に熟知してもらうための資料にすると書いている。この中で津波高、最高潮位面の場合が5.3メートル、この資料では5.3メートルになっている。企画部参事が、県と協議して実際は5.2というふうに訂正されていますが、市長、ここにあなた方がつくった資料があるんです。この資料は市民に開示する、関係機関に伝えるということだった。これが伝わってない。だから市民の皆さんは、別府市の津波高は2メートルから3メートル、こういう考えを持っている。

今朝の新聞報道で、「津波災害想定に対処」。もう今までの津波高を全面的に見直しますよ。今までの事象やすべてのことを想定して最大限の津波想定をしますよと、中央防災会議が発表している。

北小学校。市長、私は4回、実は大潮のときにどういう波が来るのかということを現地で見まわりました。そのことに触れていきたいと思いますが、その前に北小学校。海岸線にあるわけですね。平成20年に議会の賛成者多数で、山手にあった野口小学校を海岸線の北小学校に統合したのです。このときの、市長、見てください、検討委員会の答申書があります。おいおい、本当かよ。本当にこんなことをあなたたちは考えていたのですか。津波被害について。北小学校の校庭は、1メートル近く水がたまります、津波が来ますよ。だけれども、校舎が1メートル上にあるから大丈夫ですよ。さらに上に逃げれば大丈夫なのですよ、こういうことを言っている。私は、この答申書を何回読み直しても信じられない。

教育委員会にお伺いします。教育委員会は、この津波高、この検討委員会には津波高はどのくらいというふうに討議資料で提出していますか。御答弁ください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

当時の資料でございますけれども、当時の情報といたしまして2メートルから3メートルという状況で報告させていただきました。

○議長（松川峰生君） 休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

○24番（泉 武弘君） 午前中の質疑の中で明らかになったことは、別府市は今まで津波



被害想定を2.5メートル、このように実は発表いたしています。しかし、きょうの議論の中で、最高潮位面と重なった津波高は5メートル20センチ、その浸水区域は内竈神社の下から10号線の上にありますJRの線路まで、ほとんどの津波が及ぶ、こういうことだけ明確になってきました。

そこで、お尋ねをします。旧北小学校と野口小学校の統合検討委員会に、なぜこの最高潮位面を示さなかったのか。この理由を説明してください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、この状況の中で東南海・南海地震等に関する専門調査会の発表によると、この地震が起こった際、別府市では震度5、地震により発生する津波の高さは約2.5メートルというふうなことが予想されているというふうな判断のもとに、答申の中で発表させていただきました。

○24番（泉 武弘君） 要するに教育委員会としては、自治振興課から提出された資料がそうであったから、検討委員会でその資料をもとに審議した、こういうことなのですね。

そこで、当時の検討委員会の資料を見てみますと、こう書いています。野口小学校と北小学校を統合して北小学校となった場合、被害として別府湾の海面、堤防等の海岸状況から、学校敷地内に深さ1メートル以下の浸水が想定されることが心配される。校舎が運動場から1メートル高い場所に立地している関係上、深さ1メートル以下の浸水では、校舎内の浸水は免れる。

市長、この答申をごらんになっていただいてわかるように、当初から北小学校に統合した場合に、校庭に1メートルの津波が来るのですよということを想定していた。ところが、きょうの議論で最大津波高は5.2メートルとなってきますと、今のこの状況は根本的に改めなければいけません。5メートル20センチの津波が来た場合、北小学校付近の状況はどのようになりますか。御答弁を願います。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

海拔5メートル20となりまして、別府中央小学校付近では国道10号から西側約150メートル付近で若草町、京町、弓ヶ浜町が相当する位置となります。

○24番（泉 武弘君） 教育長、教育長、顔を上げてください。顔を上げてください。

市長、今言いましたように、5メートル20となりまして、今の中央小学校をはるかに超えて線路のそばまで来ますよ、こう言っているのです。これは重大な事態なのですね。地震発生について私は厳しく議会で、野口小学校、北小学校の統合問題でこう言いましたね。むしろ北小学校を津波被害が及ばない野口小学校に移すべきだ、こう言いました。それに対して地元を中心とした会議で、「あおるなよ。地震が来る来るといってあおるなよ」といった意見が聞こえてきたそうです。大変寂しく思います。

私がなぜここまでこの津波というものに固執するかというのは、これが地震調査委員会の仙台です、宮城県の地震発生確率を示したものですけれども、今回の地震の発生確率について地震調査委員会はこのように発表しています。10年以内の発生確率は70%、20年以内の発生確率は90%程度、30年以内の発生確率は何と99%というふうになっています。この地震調査委員会の想定が、くしくも前倒しになって今回は発生してしまった。だけれども、地震専門学者の中には、この地域の地震よりも東南海の方が早く発生するのではないかという指摘の声の方が多かったことも事実なのです。

そこで、もう1問だけお尋ねしますが、5.2メートルの津波が来たときに亀川小学校、南小学校にはどのような影響が出ますか。御答弁ください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

5.2メートルと申しますと、南小学校、亀川小学校まで浸水域の影響にあると思われる。

○24番(泉 武弘君) 市長、冒頭言いました中央防災会議が開かれていますね。過去の事象に照らして、今後起こり得る最大限の津波想定を基準にしたい。このことを考えた場合に、今の別府市の津波高5.2メートルというものがさらに大幅な見直しをされるというふうに考えた方がいいと思うのです。ならば今の中央小学校、特に中央小学校ですね。海岸線にあります。それで市長、一番怖いのは、私がずっと見て回ってわかったのは、中央小学校があるでしょう、10号線があって中央小学校がありますね。そして中央小学校の海側に船だまりがあるのですね、船だまり。海から来た津波がどこに逃げるかという、あの船だまりに逃げる。そうするとエネルギーがさらに加わって、中央小学校に一気に流れ込んでしまう。一方、境川ですね。境川は大潮のときに、ちょうど洋服の青山がありますね、あの線上まで波が上がってくるのです。一たん遡上した波の引き波で、京町、弓ヶ浜というものは被害を受ける。こういう状況なのです。

市長、今のままの中央小学校であってはならない。行政の一番守らなければいけないことは、市民の財産・生命・身体を守ることですから、これだけ被害想定が確実に行われている、60から70%を切るのですよ、津波高は5メートル20ですよ。科学的な根拠に基づいて示されている中で、中央小学校をそのまま存置するということは、私はあってはならないと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長(浜田 博君) お答えいたします。

今回の東日本大震災におきまして、別府市におきましてその対策を講ずるということにつきましても、私は喫緊の重要課題だというふうに認識をいたしております。御指摘のありました別府中央小学校、この問題についても、毎日通学する児童また御父兄の皆さんも、保護者の皆さんも大変不安な気持ちでいっぱいだろう、このようにしっかり認識をいたしております。今、中央小学校はもちろんでございますが、南小学校さらには亀川小学校も含めて、私はこの児童や教師の命を守るためには抜本的な改革、安全対策を講じる必要がある、このように認識をいたしております。

○24番(泉 武弘君) 教育現場を預かる教育長は、どうですか。

○教育長(寺岡悌二君) お答えいたします。

東日本大震災の状況を見ますと、別府湾の海岸線に面しております教育施設、学校や美術館等、安全性を考えますと、大変危惧している状況でございます。教育委員会としましても、とうとい命の子どもや教師を守るためにも、抜本的な改善策を講じなければならないと思っております。避難経路あるいは避難場所等を十分関係機関と協議しながら対応していきたい、そういうふうに思っているところでございます。

○24番(泉 武弘君) 今の市長、教育長の答弁は「抜本的な」、こういうことなのですね。抜本的ということは二つ考えられると思うのですね。避難を抜本的にやるというものと、今ある教育施設を移すという、二つあると思うのです。本来教育施設というのは安全というのが、これがもう大前提です。市長は元教師ですから、一番よくおわかりなのです。

ところが、小規模校の解消を目的に野口小学校と北小学校を統合してしまった。これはもう明らかに私は政治の誤った判断だというふうに考えています。そして移転反対の討論でも、そのように私は申し上げました。討論の中でも、そのように言っています。北小学校を野口小学校に移すべきだという指摘も、させていただきました。先ほど宮城県の地震発生確率について触れました。前倒しになってあれだけの大地震が起きたわけですね。今、別府中央小学校に被害が及ばないということが、考えられますか。市長はいみじくも言ったでしょう、保護者の皆さんの心情を考えると大変心配していると思う。それはあの画面を見たら、映像を見たら心配でたまらないと思うのですね。

市長、こんなことがあったのです。選挙の投票日2日ぐらい前だった。私は野口で街頭演説していた。そうしたら、自転車の子どもが来たのです。それで、ちょうどフェンスと

の間、このくらいの間がありまして、そこに自転車を突っ込んで、僕が街頭演説中に何か言っていた。それで僕は、演説中だったから取り合わなかった。後ろに行って何か話していました。それで、その子どもが何と言ったかといいますと、こう言ったそうです。「僕、中央小学校」、たしか2回そう言ったそうです。それは、あの映像を見て本人が感じているのか、保護者の皆さんが、津波といったら逃げなさいよと言っているのかわかりませんが、あの小さい子どもたちが胸を痛めている。

そこで、さらに具体的にお伺いします。抜本的とは、どういうことですか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

抜本的な改善策、いろんな対応、対策があろうと思いますが、主に避難経路と避難第1、第2、第3場所等、そういう面で十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○24番（泉 武弘君） 教育長、それは抜本的ではない。それは抜本的と言わない。あなたは教育者だから、一番よくおわかりでしょう。

市長、これは政治的に私は決断すべきだと思っているのですよ。これだけの大地震があったわけですから、今の中央小学校をもとの野口小学校に戻しても、市民は決してあなたを非難しません。もしこのまま津波が来て子どもの命に影響があったとするならば、あなたは末期の代まで、「あの市長が学校を移したから」、「あの市長が学校をもとに戻さなかったから」と、批判を受け続けるのですよ。私は政治的に決断すべきは今だと思っています。それで、あなたがもし野口へ戻す、またほかに分散するというのをあなた自身が進めるのであれば、全面的に協力したいと思います。

教育長、中途半端な答弁をしないでください。あの地域の津波高は、先ほど地震の効果を話したでしょう。そういう小手先の対策では、子どもの安全を守れないでしょう。

教育委員会、教えてください。別府市の小中学校で22年度、防災訓練をやったのは何校ありますか。そして中央小学校はその中に含まれていますか、どうですか。御答弁ください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

別府市の小・中学校におきましては、全校が避難訓練を年に1回か2回は実施している状況でございます。また、特に津波に関する避難訓練におきましては、今年度から小学校では海岸4校が実施する予定でございます。現在、南と春木川はすでに実施しているということを聞いております。

○24番（泉 武弘君） 教育長、今回の大震災がありましたね。それで、僕は要望書を出しましたね、児童、教師の安全を保ってほしいと。そのときをお願いしたでしょう。抜本的に移すことが解決策だ。しかし、それまでの間は中央小学校の児童の避難訓練をやってほしい。万が一に留学生会館に逃げ込む訓練をやってほしい。毎月1の日を「防災訓練の日」として徹底的にやってほしい。こう私は申し上げたでしょう。

今回の地震の中で児童74名が犠牲になった大川小学校。この地震・津波のときにこう言ったのですね。当時6年生の女の子を連れ帰った母親によると、母親が担任に大津波が来ると慌てて伝えた際、担任が、「お母さん、落ちついてください」と話した。しかし、すぐに避難をする様子はなく、危機感がないようだったという。暖をとるためたき火をしようとしていた教員もいたとの表現もあった。これは現場が危機意識を持ってない証拠なのです。この学校は、山に逃げるか逃げないかで40分間も議論したというのでしょうか。結果、74名の子どもが命が奪われてしまった。今の中央小学校は同じでしょうか。具体的に避難訓練をやっているのですか。現場で命を預かるというのは、そんなに簡単なものではないのですよ。

市長、もう一度お答えください。私は抜本的に今の中央小学校の児童、教師は、安全な



場所に移すのが最良の策だ、このように考えていますが、市長の見解を求めます。

○市長（浜田 博君） 抜本的という意味のとらえ方、それは今すぐ移すことができれば本当に一番の抜本的な解決かもわかりません。しかし、いろんな状況の中で今回は中央小学校に決定をいただいたわけですから、今、中央小学校の児童・生徒の皆さんが避難訓練を初め、避難経路を初め、いろんな場面に応じてこういった形で安全対策を講じるか、このことをまず重要視していきたい。そして、皆さん方の少しでも安心・安全のまちづくりでそういう形が、認識がいただければな、このように思っております。将来的にはわかりませんが、移転をするということも含めて、しっかりと安全対策は考えなくてはいけないかな、このように思っております。

○24番（泉 武弘君） 前段、失望しました。後段は、将来的に移転も含めた抜本的などいうくだりは、そのまま評価したい。そして、そのことをあなたが実行するならば応援したい。このことだけ明確に申し上げておきます。

そこで、こういう記事があります。「『最悪の事故が起こるまで、人は何をしていたのか』、J・チャイルズ著。この本の中で興味深い一文がある。これは「天声人語」で触れている文ですね。「起こるはずがないと思いたい災難の多くは、起こり得ないのではなく、起こるまでに時間がかかるだけのことである」。私も、まさにそのとおりだと思っています。

市長、大英断をやりましょうよ。子どもが危険にさらされるところから、浜田博さんという市長は、自分が移した学校をもとに戻したよ。これこそ、あなたが後世に名を残す市長になれるのではないですか。私はそれを支持します。ぜひとも、ひとつ取り組んでください。

さて、インフラ整備について若干の質疑をさせていただきます。今回の大地震を見てわかるのは、公共下水道そして水道、この二つが大きな被害を受けました。いまだに水道が復旧していない地域もあります。別府市の上水を中心とする耐震化を60%進めようとするすと、約26億程度の財源が必要になるのかな、こういう思いがします。

そこで、お聞きします。インフラ整備は、水道局長、企業債を使ってでも私は先行事業としてやるべきだ、それが今回の大震災の教訓だと思うのですが、水道局を預かる責任者としてはどういうお考えですか。御答弁ください。

○企業管理者水道局長（亀山 勇君） お答えをいたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災の中では、今言われたような形でまだ現在インフラが進められてないという場所もございます。

私どもこの耐震化率の向上に向けては、まず市民の生命と財産を守るといった使命と、それから安心・安全、そして安定的な水の供給を図るという責務の中で、この耐震化率の向上に向けては、いろんな財源も要るところでございますけれども、前向きに前倒しを図る中でも取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

○24番（泉 武弘君） 行革を求められていますね、議会から。他都市に比べて、30数名も類団都市と比べて職員数が多い。これを改革して前倒しの財源を確保して、上水道の耐震化はぜひとも急いでいただきたい、このことを要望しておきます。

それから、1点市長にお聞きしますが、別府市の災害拠点病院は新別府病院ですね。ここが今年度中に改築に入ります。そうなりますと、収容ベッド数がかなり減ってくるな。そこで、新別府病院の横にあります市営住宅の用地の一部を災害時の治療する場所に貸してくれないかという要望が出ています。この地は2,700坪実は土地があるのですね、市営住宅用地。それで2,700坪の中に26世帯しか実は入ってないのです。私は、この敷地内移動を住民の皆さんがぜひとも御理解いただいて、余剰地をエアータントを使って救急時の医療ができるようにすべきだというふうに思っておりますが、市長のお考えを教

えてください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員御指摘のように、災害時の拠点病院の重要性については十分に認識しております。しかし、隣接する朝日原住宅は、老朽化している住宅とはいえ、まだ入居者がいる状況であり、そして周辺的环境や利便性がよく、交通手段を持たない高齢者の方々が多く住んでおります。昨年、入居者に対し意向調査を実施しましたが、他の住宅に転居することに難色を示した結果が出ております。現時点では他の住宅への転居はできないと思われるため、新別府病院の災害拠点病院整備事業に対しての御協力は難しいと考えております。

○24番（泉 武弘君） 市有地は有効に管理し、活用しなければならないという地方自治法の定めから見たら、今の答弁はどうですか。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

当然災害に対する対応、こちらの方が非常に大切なものでありますから、市有地等を有効に利用することも考えられると思いますが、それまでの間、例えば新別府に提供したときに、それは災害が起こる、エアートtent等を設置するまでの間どういったことで使えるか。仮に駐車場とかで使われますと、実際災害のときには役に立たない。また、有効利用という面では買い取りまたは貸し付けということであれば、また別途協議が、財政面からだけなのですけれども、災害についてはそういったことばかり言っておれませんので、協力できることは協力したいと考えておりますが、そういった部分で平時の有効利用についても十分検討しないといけないと考えております。

○24番（泉 武弘君） どちらの答弁が本当なの。建設部長は、現時点で対応できないと答弁したのでしょうか。企画部長は、平時の利用方法等を考えて対応したいと言うけれども、どちらが本当なの、あなたたち。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

失礼しました。当然、現在入居されている方26世帯しかということですが、市にとっては26世帯も今入っております。その方たちが御理解いただけて協力いただけるのであれば、そういった手法も考えられると思います。

○24番（泉 武弘君） 西別府住宅の新築をしました。建てかえをしましたね。そのときも同じように入居者に一時移ってもらったのでしょうか。行政は過去にそういう事例があるわけでしょう。管理戸数58、現在入居が26。空き室が32、入居率45%で2,700坪使っている。私はこの人たちを、市長、出せと言っているのではないのですよ。この方々に御理解をいただいて、同一敷地内の空き室に移るように予算措置をしたらどうですか、災害時拠点病院で収容し切れない負傷者はどこで治療するのですか、では。答弁してください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

議員提案の敷地内で入居者を1カ所に集め、「どこで治療するかということを知っている」と呼ぶ者あり)

○企画部長（大野光章君） 答弁させていただきます。

まず、新別府病院の場合ですと、駐車場も当然現在狭い。そして建てかえしたときにどういった形状の設計をされているかわかりませんが、市内には災害拠点病院以外にも大型の病院が幸いたくさんあります。それから、避難した場合については、ベッブアリーナ等についても医師会と協力する中でエアートtent等の設置も考えておりますので、全体の災害としては、現状の中で対応できるのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） あなたと同じ考えを自治振興課の課長が、新別府病院との協議の中で言ったのです。そして、向こうの当事者から笑われたのです。ほかの病院は地震の被害を受けないのですか。医師会の先生方の病院は被害を受けないのですか。だれが体育館

にいて治療をするのですか、こう言われた。あなたが言っていることは全く理論的に成り立たない。地震はすべて、公立であれ私立であれ全部被災するわけでしょう。医者が足りなくなっているというのは、今回の震災を見ればわかるでしょう。だから災害時の拠点病院制度があるのでしょう。そこが受け入れができないという統計が、大分県災害被害想定で出ているわけでしょう。だからエアートントを張って治療できる用地を新別府に貸してみてもどうですかと言っている。建設部長が答弁したのは、西別府団地でやったのと、あなたは今言っていることの整合性が全然ない。今までやってきたではないの、あなたたち。

この災害時拠点病院は、今回の震災でも、市長、大変大きな問題になっています。ぜひとも市長から指示をして、実現方について十分検討していただくようお願いをして、私の論議を終わらせていただきます。

○6番(穴井宏二君) 通告の順番どおり行ってまいりたいと思いますけれども、2番の地震、火山活動の火山につきましては、ちょっと次回に譲りたいと思います。

では、まず最初に共同親権・共同養育につきまして、質問をしてまいりたいと思います。

最初に新聞記事からちょっと読ませてもらいたいと思うのですが、親権制度の現状と課題という記事がございました。その主なタイトルは、「わが子に会いたい」、そういうふうなタイトルで始まっておりまして、今この別府、また日本でも非常に離婚が多くなってきている時代でございまして、年間約25万人程度の子ども両親が離婚を経験している、そういうふうな状況でございまして、両親の離婚後、また別居中に、今の制度では親子の交流が確保されていない、そういうふうな背景には日本の民法が、離婚後の子どもの親権は片方の親だけが持つ、そういう単独親権制度をとっております。

そこで、親権を持たない親について、子どもに会う面接交渉権を明確に規定していないことがある。こうした中で、ほとんどの場合が離婚後の親権は母親が持って、母親側が親権を持たない父親と子どもの面会を拒否することが少なくない。これは身近でもよく聞いておるわけでございますけれども、こうした事例に対しまして、父親の子育ての意識が今非常に高まってきております。よく言われるイクメンとか、言われておりますけれども、学校の行事とかでもお父さんがよく参加している、そういうふうな姿をよく見ております。そういう意味で今回共同親権、これは欧米各国でもかなり導入されているわけでございますけれども、夫婦の関係が切れても、離婚しても親と子のきずなは、これは切れるわけではない。離婚後も両親が子どもの養育の責任を果たすべきという考え方に基づいているのが共同親権・共同養育と言われているわけでございますけれども、この共同親権につきまして、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○人権同和教育啓発課長(高浦嘉昭君) お答えいたします。

共同親権とは、父母が共同し、合意に基づいて子に対し親権を行うことでございます。

我が国では、民法第818条第3項により、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」と規定されています。したがって、夫婦が離婚した場合には、父母いずれかの単独親権にしなければなりません。夫婦が離婚することになると、どちらか一方にしか親権を認めないというルールのため、父母のどちらも離婚後の親権を望んだ場合は、子どもを取り合うトラブルも多くあります。

○6番(穴井宏二君) そういう意味で子どもを取り合う紛争がよくある、そういうふうなトラブルがよくあると言われているわけでございますけれども、近年のふえている離婚の離婚率につきまして、数字的なことをお願いしたいと思います。

○人権同和教育啓発課長(高浦嘉昭君) お答えいたします。

厚生労働省の平成22年人口動態統計の、年間推計からの数値でございます。人口



1,000人につき平成19年2.02%（パーミル）、平成20年1.99%、平成21年2.01%、平成22年2.00%となっています。

参考までに、大分県は平成20年の統計数値では1.94%となっており、全国値の1.99%より低く、県別の離婚率上位の統計では20番目となっています。

我が国の離婚率につきましては、平成14年に戦後最高値の2.3%となりましたが、その後は離婚率が減少傾向にあります。これは婚姻率そのものが減少し、全体での婚姻件数が減少していることが考えられます。しかしながら、統計的には減少傾向となっておりますが、父母の離婚により子どもと養育していない方の親を会わせない、あるいは養育費の支払いがないなどの多くのトラブルが発生しており、社会的な問題となっております。

○6番（穴井宏二君） そういうふうな社会的な問題になっているということで、ちょっと今数字がパーミルという専門的な言葉が出てまいりましたけれども、ちょっと資料的に申し上げますと、1935年、約76年前に比べまして、離婚件数は約5倍以上になっている。面会交流の申し立て、離婚後の親と子の面会交流の申し立ては、1998年の調停が1,696件、そして審判が293件から、10年後の2008年には調停が6,261件、審判が1,020件と、約10年間で4倍近くふえている、こういうふうになっております。近年非常に少子化で、以前と比べたら婚姻の件数も少ないのですけれども、こういう離婚にかかわる調停・審判の件数は増加の一途をたどっている、そういうふうな社会の背景があるようでございまして、この中で面会交流が認められたのが約49%、約5割ということですね。面会交流が認められたのが約5割。月1回の交流が認められたのが半分、宿泊つき、子どもが相手の親のところに行って、例えば1泊とか2泊とかで泊まって、その別れた親と交流するのが約15%にとどまっているということでありまして。また、家庭裁判所の面会交流の申し立ては24.5万人あったそうなのですが、そのうちの2.6%にすぎない。非常に危うい数字となっているということでございます。

そこで、この離婚制度、今はどうなっているのか。現状と課題についてお願いしたいと思います。

○人権同和教育啓発課長（高浦嘉昭君） お答えいたします。

日本の離婚制度は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の4種類となっております。このうち協議離婚が制度全体の9割近くを占め、調停離婚が1割弱、裁判離婚、審判離婚の順となっているようです。離婚は、夫婦間のみの問題ではなく、子どもがいる場合は子どもの人権を損なうことのないような対応が大きな課題だと考えられます。日本が批准している「子どもの権利条約」では、「締結国は親の一方、または双方から分離されている子どもが、子どもの最善の利益に反しない限り、定期的に親双方との個人的関係及び直接の接触を保つ権利を尊重する」としております。先進国では共同親権制度が主流となっておりますが、日本の現状では単独親権制度があり、この権利条約の精神は必ずしも十分に実現されていないということが指摘されております。

○6番（穴井宏二君） 今答弁がありましたように、必ずしも十分実現されていない、「子どもの権利条約」の精神が反映されていないというふうな答弁がございましたけれども、現実そのとおりということでございます。

離婚後の両親による子どもの取り合い、これは非常に問題なわけでございますけれども、例えば現実としまして、離婚で争っているときに、お母さんのところに子どもさんがいらっしゃって、離婚で争っているときにお父さんが子どもさんを連れて帰った場合は、その場合は1回目はオーケー、大丈夫、セーフということなのですが、今度2回目、逆にお母さんが連れて帰ったら、お母さんがそれはアウトということで犯罪になる、そういうふうな制度になっていて非常に困っていたという御両親が、親御さんがいらっしゃいまして、現状では最初に連れ去った方が勝ち、ちょっと言い方は悪いのですけれども、そんな

傾向が強いと聞いております。

そこで、この単独親権制度のために、離婚すると一方の親は事実上法的にも親として扱われなくなる。まさにこのことが離婚後の親子の面会交流を妨げている原因である、そういうふうと思うわけでございまして、先ほどの答弁の中で、先進国では共同親権制度、これが主流となっている、こういうふうに言われておりましたけれども、外国の共同親権の現状はどうなっているか、お願いしたいと思います。

○人権同和教育啓発課参事（内田 剛君） お答えいたします。

共同親権は、国によっては共同監護とも言われておりますが、共同親権を選択できる法律を持っている国は米国、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアなどがあります。共同監護の始まりは、米国のノースカロライナ州で1957年に共同監護法が制定され法制化が図られたのが始まりで、その後各州に導入され普及いたしました。共同監護が普及した理由としては、子は父母の離婚後も父母双方と関係を持ち続けるということで安定すること、同時に父母は監護を共同ですることによって各自の重荷を軽減し満足が高まることなどが挙げられております。また共同監護の利点としては、子は父母の離婚後も別居した親との接触を保てるため、親を失ったという悲しみを和らげることができ、同様に親も子も失う喪失感が軽減され、離婚後の家庭環境の変化が原因となって起こるストレスを軽減できなどとなっております。共同親権または共同監護がよく機能しているときは、父母が協調して子育てに参加しており、離婚後も紛争が起こって訴訟になるケースは低いと言われております。

○6番（穴井宏二君） 今答弁があったとおり、接触を保てる場合は悲しみを和らげることができる、また子どもを失う喪失感を軽減することができる、そういうふうになりました。

この質問をするに当たりまして、知り合いの方から切実な相談がございまして、その方がおっしゃるには、2カ月で子どもに会える時間がたったの8時間である、2カ月で8時間。それも8時間では、子どもに対してあれもしてあげたい、これもしてあげたい。どこかに連れて行ってあげたいとか思うのですけれども、何にもできないとおっしゃるのですね。たったの8時間ですから、また会うまでしばらく期間があきますので、その期間がだんだんあいていく中で自分に対する、親に対する距離感が非常にできてきていづらくなってきた、そういうふうには言っておりました。ですから、アメリカとかで2泊3日とか泊まっていける、そういうふうな制度にぜひとも力を貸してもらいたい、そういうふうな要望があって質問をさせていただいているわけでございますけれども、そこで、片親引き離し症候群といいますか、PASという、ローマ字でPASと書くのですけれども、同居の親の行動によって同居していない子どもとの関係が破壊されてくる。片親の悪いイメージを刷り込んで破壊されてくる状態のことを言うのですけれども、離婚前にそれをしたりとか、うそのDVとか申し立てとか、いろんな手段を選ばない方法があります。このために夫婦の間の感情的な葛藤が高まることによって、罪のない子どもが被害を受けるケースが行われている。先ほど、先進国の外国では共同親権が主流になっている。日本においても先月、父母の離婚後の児童の権利・利益を擁護する観点で、民法766条等の関連法律案の一部改正案が可決されました。

そこで、今回成立した民法766条など関連法案の法律改正によって片親を引き離す、そういうふうな片親引き離し症候群と言われるようではございますけれども、この現状がどのように改善されていくのか説明してもらいたいと思います。

○人権同和教育啓発課参事（内田 剛君） お答えいたします。

児童虐待防止等を図り、児童の権利・利益を擁護する観点での民法と児童福祉法の改正案が、去る5月27日に参議院本会議で可決・成立し、来年4月から施行される見通しとなりました。このことにより、離婚後の子の監護に関する事項の定め等を規定する民法

766条が改正され、協議上の離婚をするときは面会交流、養育費の分担等の必要事項については、協議で定めることについて明文化され、この場合は子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが規定されました。

御質問の片親引き離し症候群とは、両親の離婚や別居などの原因により、子どもを監護している方の親がもう一方の被監護の親に対する誹謗や中傷、悪口などマイナスなイメージを子どもに吹き込むことでマインドコントロールや洗脳を行い、子どもを他方の親から引き離すよう仕向け、結果として正当な理由もなく片親に会えなくさせている状況を指しております。

今回の民法等の改正により、父母と子どもの面会交流等について協議で定めることで、離婚後も親子の交流が図れることからの状況が改善されることが期待されております。

- 6番（穴井宏二君） ある弁護士の方が、この766条の改正によってもものすごく期待されているわけですが、離婚がだんだんふえているのですけれども、そういう法整備がなかなか追いついていない。そういう意味で裁判の中で相手側が出してくる判例が、昭和40年代の判例を出してきたりして、それがそのまま通ってしまう。非常に今の時代にマッチしていない判例が通ってしまうので非常に困っている、そういうふうなこともおっしゃっていただきましたけれども、やはり両方の親と子がなるべく会っていたら、反対に親からの子どもに対するいじめと申しますか、そういうふうなことも減ってくるのではないかと、そういうふうな言っていました。考えてみますと、今の時代から考えまして、民法で面会交流や子どもの養育費について明記されていなかったことが、本当に不思議だなという感じもしないでもありませんけれども、これからこの民法改正によって親子の面会交流、また共同親権が進んでいくことを期待したいと思っておりますけれども、ある意味では人権の問題でございました。この共同親権、また共同養育につきまして、別府市としては何か見識、見識と申しますか認識ですね、見解、これをぜひともお伺いしたいと思っておりますけれども、市長はいかがでしょう。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。

御指摘をいただきました父母の離婚後の子どもの養育については、今お話のあった民法第766条で、これまで別居している親との面会、これも交流がないということ、それから多くの親子が離婚を機にいわゆる親子の関係が断たれているという現実があったわけでございます。その中で親子の関係が断たれた現実を、今回の民法等の一部改正におきまして、子どもにとって何が最も適切であるかをしっかりと子の観点に改正されたというふうな考えております。このことにより離婚後も豊かな親子交流が図られるのではないかと、このように期待をしているところでございます。

今回の議員の質問によりまして、改めて私も離婚後の親子関係、さらには養育費の問題等について考えさせていただきました。離婚後の親の子どもへの権利義務は平等であるということから、親の養育の権利・責任を明確化し、さらなる児童の権利・利益を擁護する社会システムの確立が望まれている、このように考えております。

- 6番（穴井宏二君） ありがとうございます。市長の見解が出たことに、本当にありがたいと思っております。国会の方でもこの共同親権、共同養育につきまして、さまざまな私どもの公明党の議員も質問をしておりますけれども、今まではなかなか理解が得られなかった。国会の答弁においても理解が得られなかったわけですが、最近だんだんと潮流が変わってきておりました。最近のある担当大臣の答弁では、どこまでいっても親は親、子どもは子どもである。こういうふうな関係はやっぱり常識ですけども、厳然として残っている、残るわけですが、この面会交流、共同親権、共同養育について、離婚するときにきっちりと決める。こういうメッセージを行政から発することは極めて大事である。概要こういうふうな答弁がっておりますが、本当に大事なことだ



なと思っているところでございます。ありがとうございます。この項は、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、地震防災対策について入りたいと思います。

火山のこともちょっと申し上げようと思いましたが、今回は割愛いたします。

本当に3月の東日本大震災、心からお見舞いを申し上げる次第でございますけれども、ここ十数年、日本の内陸部また沿岸部におきまして大地震が頻発しております。不幸にも犠牲者の方が出ていらっしゃる、大変残念なところでございますけれども、改めてちょっと振り返ってみたいと思いますが、主に犠牲者を出された国内の地震について幾つか申し述べてもらいたいと思います。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

2001年以降、犠牲者を出しました国内の地震は9件ございます。そのうち被害者数の多い地震といたしましては、2004年、平成16年10月23日に発生いたしました新潟県中越地震で、マグニチュードは6.8、死者68人が出ました。2007年、平成19年7月16日に同じく新潟県の中越沖地震が起き、マグニチュードは6.8、死者15人が出ました。2008年、平成20年6月14日には岩手・宮城内陸地震が起き、マグニチュード7.2、死者17人が出ました。そして、ことしの2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震ではマグニチュードは9.0で、警察庁によりますと、6月19日現在の死者数は1万5,462人、行方不明者は7,650人となっております。

○6番（穴井宏二君） 不幸にも本当に犠牲者の方が出る地震が多くなった、そういうふうな傾向があります。これはある著名な方の、私がよく読む木村政昭博士という方の本を読むと、これは日本だけではなくてやっぱり地球全体のプレートの活動というか、その中の地球全体が動き出した、こういうふうに見ているわけでございますけれども、これからいろんな予測がされているわけでございます。

そこで、今回の東北地方の太平洋沖の地震について、大きな被害が生じているわけでございますけれども、先日ちょっと新聞を読ませてもらいましたら、こういうふうな見出しが出ておりました。「『釜石の奇跡』に学ぶ、防災教育の重要性」ということで、きょうは学校関係の質問はございませんけれども、防災教育の重要性ということが載っておりました。これは釜石の方で群馬大学の大学院の片田教授という方が、数年前から釜石の学校で、小・中学校で防災教育をやっていたということで、3月11日の当日、5分ぐらい揺れが続いたらしいのですけれども、そのときにある中学校の副校長の方が、「津波が来た。逃げるぞ」と言ったときには、もう生徒たちがすでに走って逃げ始めていた。そういうふうな状況がございまして、決めていた避難所に一たん避難したそうでございますけれども、そこで生徒が、「先生、ここではだめだ。もう一つ避難しよう」ということで、さらに高い高台に避難した。その避難したときには第1避難所のところが津波にのまれていたということでありました。そういうふうな不断の訓練で児童・生徒が、地震が来たら走って逃げる、自動的に走って逃げる、反応的に。そういうふうな訓練どおりやったおかげで、その姿を見て地域の住民の方も避難を始めた、同じように走って避難を始めた、そういうふうなことがあったようでございました。

そういうふうなことでこの釜石の学校管理下にあった約3,000人の子どもたちが犠牲者ゼロであったということで、当時は欠席とかしていた方は残念ながら亡くなったという状況もあったようでございますけれども、学校管理下にあった約3,000人の子どもたちが犠牲者ゼロであった、そういうふうな記事が載っております、この片田教授がおっしゃるには、三つの原則を言われているようでございます。

まず一つが、想定を信じない。想定を信じるな。津波のハザードマップとかあったようでございますけれども、そのセオリーどおりではなくて、とにかく走って逃げる。津波が

来たら走って逃げるとしたそうでございます。それから、とにかく一生懸命やっていく、ベストを尽くして一生懸命やっていく。それから、これは結構参考になるなと思ったのですけれども、率先して避難しよう。率先避難者であってほしいということで、人間というのは二つの情報が来ないとなかなか逃げないそうですね。例えば、どこか買い物に行ってデパートで非常ベルが鳴ったとしても、どこかな、どこかなと探したり聞いたりしますけれども、非常ベルが鳴っただけではなかなか逃げない人はいない。しかし、もう一つ、だれかが「火事だ」とか言ったら、みんな、ばあっと逃げるのですね。そういうふうな二つの情報がないとなかなか逃げないと言われているようでございます。とにかく火事に限らず地震が来たら率先して逃げる。こういうふうにも教えているようございまして、君が逃げればみんな逃げるのだ。1人が逃げれば2人逃げる、3人逃げる、だあっと逃げていく。とにかく逃げる、逃げるが勝ちというか、そういうふうな防災教育をしたようございまして、非常にこれは参考になるなと思います。

別府の場合は、下の方に小学校もございましてけれども、非常に逃げるとというのが、どこに逃げるか、避難所の決定とか早急に、津波の避難所の決定とか早急にしないといけないと思うのですが、きめ細かくやっていくことが大事ではないかなと思っております。

もう一つ。この片田教授がおっしゃるには、今回亡くなった方の多くの方の分布図を見ると、ハザードマップの危険区域の外側の方が非常に多かったということで、想定そのものに縛られたらなかなか命にかかわることがある、こういうふうにも言われているわけございまして、この防災教育、また避難訓練について、とにかく逃げることですね、わき目も振らず逃げる。この避難の鉄則についてどう思われているか、見解をお願いしたいと思います。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

津波での避難の鉄則は、いち早くより高いところに逃げることであります。また、自分の命は自分で守る、これも大事なことであります。

学校などでは、避難に当たりましては、状況に応じて適切な判断が求められると思えます。訓練の積み重ねも非常に重要だと思えます。防災教育や防災訓練は子どもに限らず大人にとっても大切なことであると思えますので、行政機関や自治会などとともに取り組むことが必要であると思っております。

議員の取り上げられましたこの三つの原則も、非常に参考になると思っております。

○6番（穴井宏二君） そこで、この地震と津波と避難、非常に重要な項目なのですが、今回の項目であえて出さしてもらいましたが、琉球大学の出身の木村教授なのですが、いろんな全国各地で予測を出されておまして、的中率が非常に高いということで、私もよく読んでおるわけでございますけれども、数年前にこの今回の東北大地震のところに非常に大きい丸がしてありまして、当たらなければよかったのですが、不幸にも当たってしまった。この予測が2005年プラスマイナス5年ということで、だから2005年マイナス5年は2000年、2005年からプラス5年は2010年。当たらなければよかったのですが、不幸にもなってしまったという状況でございますが、この木村博士が以前に、主に的中した1986年の三原山噴火、それから有名な雲仙・普賢岳の大噴火、そして兵庫県の南部地震、そして2004年の新潟中越地震等の中、ほぼ的中をしております。その中で地震の目というのを、主にそういう理論を展開されているのですけれども、地震の目が最近また幾つか見つかったというふうには言っております。

私も資料の中で、その中で一番近いところが別府湾付近、入り口付近でマグニチュード7.2という予想をされております。これは2015年プラスマイナス4年ということで、2011年から2019年まで幅があるわけでございますけれども、この資料を課長にちょっとお渡しさせてもらって研究してもらったのですが、この別府湾の予想について

どう思われているか答弁をお願いしたいと思います。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

著書を読ませていただきました。地震の想定につきましては、現在国や県においても有識者会議で検討されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○6番（穴井宏二君） ぜひ重要参考にしてもらいたいと思っておりますので、よろしく願います。

そこで、今後の別府市の防災対策についてお伺いしたいと思うのですが、先ほどの質疑の中で5.2メートルという言葉をお聞きいたしました。先日の記事によりますと、別府は二、三メートルの想定であったということでございますが、臼杵市においては、これまで3メートルの津波の想定をしていた。しかし、10メートルとして防災計画を進める、こういうふうに乗ってございました。私もちょっと聞き取りをさせてもらったのですが、これは臼杵市独自でこの10メートルという線を決めたそうでございます。理由は、宝永大地震のときに10メートルの記録が岩かなんかにあるということで、臼杵市は10メートルとして進めていくということでございまして、これは国や県の指示が仮に5メートルとか6メートルであったとしても、これはこれで臼杵市は10メートルで進めていきますということをお伺いしました。

ですから、別府としてもそういうふうな意味で国・県の指示もあるかもしれませんが、独自にそういうふうな計画を立ててもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企画部参事（福田 茂君） お答えいたします。

ただいま県におきましては、大分県の地域防災計画の再検討委員会、その中で、有識者会議でその規模等を想定しております。また、国におきましても、中央防災会議で津波・地震等の想定もされております。その内容を受けまして、別府市の地域防災計画の見直しを行いたいと思っております。災害の種類や津波の想定規模に応じた弾力的な避難所の設定を進めてまいりますが、これには地域の自治会などの御意見をお伺いして決めていきたいと思っております。このような段階を踏みまして、防災マップも作成いたしたいと思っております。また、自主防災会を主体といたしました防災講習や防災訓練も積極的に働きかけてまいりたいと思っております。その中でハード面といたしましては、災害時、同時に複数の相手方に通報する無線系統、いわゆる同報系無線の設置、避難路等の整備、避難場所の耐震化等も必要であると認識しており、今後十分検討させていただきたいと思っております。

○6番（穴井宏二君） きめ細やかな防災・避難計画、また小・中学校、高校の子どもの命を守るきめ細やかな迅速なる避難ができるような計画をぜひお願いしたい、このように思っておりますので、よろしく願います。

では、この項はこれで終わらせていただきます。

続きまして、別府市の地域分権について質問をしてみたいと思っております。

地域分権、きょうもちょっと質疑の中でございました。今、自立的なまちづくりを市と市民の協働でやっていく、そういうふうな流れができているような地域もございまして。限りある予算の中でいかに地域の発展を進めていくか、これは今後非常に大事になってくるのではないかなと思うわけでございますけれども、昨年6月に地域主権の戦略大綱というのが決定しまして、国と地方の協議の場が法制化されました。

そこで、地域分権とは改めて何か、その取り組み状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

地域分権とは、国の地方に対する関与を廃止・縮小し、財源や権限を移すことで地域の



ことは地域の住民が責任を持って決められるように行政の仕組みを変えていこうというものです。ことし4月にはいわゆる第1次一括法が成立し、国による義務づけ、それから枠づけの見直しと条例制定権の拡大が行われました。今後、第2次一括法案が成立すれば、さらに36の法律に係る権限が県から市へ移譲される予定です。また、補助金等の一括交付金化につきましても、都道府県分は平成23年度から一部導入されており、今後平成24年度からは市町村へ拡大される予定になっております。

これからますます基礎自治体としての責任はふえるとともに、より一層の効率的な行財政運営を行っていかねばならないというふうに考えております。

○6番(穴井宏二君) そこで地域分権の重要性、非常に重要になってくるわけですが、すけれども、その地域分権の重要性について市としてはどのように考えているのでしょうか。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えします。

これまで自治体は、国や県の法令、通達等に基づき、限られた裁量の中でその基準に従って事務事業を進めてきました。その中には自治体間の横並び意識、あるいは前例主義等の弊害もあったように思います。しかし、社会環境は大きく変化し、個人の価値観や市民のニーズは多様化しております。最も市民に身近な基礎自治体として、これまで以上の行政能力が求められております。国と地方の財源配分の問題など制度的に紆余曲折はあると思いますが、別府市の実情に合った行財政運営を行うために地域分権の進展は非常に重要というふうに考えております。

○6番(穴井宏二君) そこでこの地域分権、先進的に取り組んでいるところを調べましたら、大阪の池田市というところが取り組んでおまして、私もちょっと資料を送ってもらったのですけれども、非常に行政と地域の結びつきが強いなという感じがいたしまして、聞き取りをしたら、自治会の加入率は少ないのだけれども、地域活動を皆さんが非常に熱心に行われている、そういうふうに行っておりまして、おもしろいなと思ったのですけれども、この池田市に視察に行政として行かれたというふうに聞いておりますけれども、具体的にどのような取り組みをやっていたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えします。

昨年5月に市長からの指示を受け、池田市の地域分権の取り組みを視察しております。池田市では、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」ということを合い言葉に自主的・自立的なまちづくりを市との協働で進めております。具体的には市内11小学校区に地域コミュニティ推進協議会を設立し、税金の一定額を地域の課題解決に活用できるように協議会に予算提案権というものを与えています。金額は個人市民税の1%、約7,000万円、それを上限に地域ごとに600万円から700万円を設定しているようです。これまで安全マップの作成や防犯灯の設置、公園の花壇整備、地域コミュニティ紙の発行など、幅広い事業が実施されています。また、市の地域担当職員、「サポーター」というふうに呼んでいるようですが、地域の担当職員を各校区に二、三名配置し、協議会への支援や情報提供、住民意見の担当部局への伝達などを行っています。

○6番(穴井宏二君) 資料を見ますと、いろんな地域からの提案があっているようでございます。地域ギャラリー設置事業とか、公園バスケットコート整備事業とか、校庭芝生化事業とかいろいろございまして、街路灯、先ほどもありましたように街路灯とか防犯カメラとかAEDとか重なる部分もございしますが、別府でいえば道路河川関係が結構多いかなという感じがいたしますけれども、そういうふうな地域からの要望に基づいて、協議会で決裁をしてやっている状況でございます。地域の担当職員を一定の校区だけではなくて各校区に均等に、公平に配置して住民の方の意見とかお聞きしてやっているようでございますけれども、別府も池田市のように地域の協議会から予算提案権、NPOも含まれるか

どうかわからないのですけれども、予算提案権を付与していくことや、また地域の担当職員、サポーターの配置を行って地域の発展に貢献していく、そういうふうな住民ニーズに合った行政サービスが提供できるのではないかなと思ったりするのでございますけれども、せっかく視察に行かれたようでございますので、別府市としてどのように実施をしていくのか答弁をお願いしたいと思います。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

池田市の取り組みは、地域住民が直接必要と感じているものを、地域の協議の中で意思決定ができるというメリットがあると思います。ただ、その反面、お聞きしますと、若い年齢層の参加が少ない。3年目を迎えて地域の提案が行き詰まっている、議会の権能との調整問題が危惧されるといったようなデメリットも発生していると聞いております。

また、市担当職員の各校区への配置でございますが、県内では豊後大野市や臼杵市が実施しておりますが、要望を取り次ぐだけの状況になりがちな面もあるようです。

今後とも池田市の事例を参考にしながら、本市に適したまちづくりについて、仕組みについて調査・検討してまいりたいというふうに思っております。

○6番（穴井宏二君） そういう池田市の例を参考にしまして、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思うわけでございます。別府も非常に高齢化が進んでおりますので、なかなか池田市のようにはいかないかもしれません。地形の関係もございまして、池田市というところは結構平べったい土地でございまして、人口規模は余り変わらないかもしれませんが、そういう地形的なものとか、また人の心、そういういろんな面がかかわってくると思いますけれども、これから別府市としてもどのように取り組んでいけるのか。具体的な、こういうふうにやっていくという、別府はこういうふうにやっていこうか、いや、まだやるまいとか、いろんな思いがあると思いますけれども、それはどういうふうになっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○企画部長（大野光章君） お答えいたします。

具体的にはまだ何も決定をしておりますませんが、今後池田市の状況、こちらの方を導入するとしますと、例えばまちづくり基本条例、こちらの方の制定から入ることになりますので、数年間の住民議論、こういったのも必要になるかと思っております。

また、現在国におきましても、地方自治法の改正に向けて地域住民の意思、これを適切かつ鋭敏に反映できるようにということで検討が進められております。こちらの方の結果が出ますと、法的義務等も含めまして大きく影響する部分が出てこようと思っておりますので、この辺を加味しながら別府市版の地域分権といいますか、地域の意見を聞きながら推進できる政策、こちらの方に取り組んでまいりたいと思っております。

○6番（穴井宏二君） ぜひそういう意味で、この視察に行かれたということでございますので、すべてそのままそっくりというわけにはいかないと思います。ぜひ別府に合った一番いい方式で皆さん方の意見を採り入れて、この別府における地域分権の取り組みの大成功をお祈りしたいと思って、大成功をしていってほしい、このように思っている次第でございます。

あと1問残っておりますけれども、今回の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○17番（野口哲男君） 3月11日にあの大地震、未曾有の大震災。ちょうどその日は常任委員会の審査の日でございまして、常任委員会の終了後に事務局の方に行きましたら、テレビ画面にすごい情景が映っていました。初めはライブとは思わなかったのですね。これは何かの、「日本沈没」とか、そういうドラマかなという思いで見たのですが、あれだけの大震災が起こった。そういう中で日本のこれからの行く末というか、そういうものが、この大震災がどのように影響するのか、大変心配にもなりました。そして、この大震災を見るにつけて、選挙期間中も毎日テレビで放映されるあの情景、これは日本人として何が

できるか、何をしなければならぬのか、それを一生懸命真剣に考えました。

そして、一定の選挙が終わった後に、いろいろなところでボランティアとして参加できないかという思いが募りまして、そして、まず私の名前を明かさずに別府市の社会福祉課に問い合わせをしました。そういうことは全く行っておりません。それから紹介をされて市の社会福祉センターに問い合わせをして、これも全くそういう別府市からボランティアの何らかの形で参加を促すようなことは考えていない。最後に県の方に紹介をされて、県の方から大分県のボランティア・市民活動センターというのがあるのですね。何日か前にそこから27時間ぐらいかけてボランティアバスを運行するということがあったようでございます。そのときのボランティアセンターの答えは、今のところは全くそういうバス、あるいはボランティアを募って東北の方に行くようなことは考えておりませんという返事でした。もし御要望があればインターネットで探されてはどうでしょうかという話で、早速インターネットで調べましたら、17都道府県、東京を初め九州は長崎だけでしたね、そのときバスが出ていたのは。しかし、その長崎のバスはもう終了しておりまして、九州からは全く出ていない。いろいろ調べていくうちに、やっぱり九州から行くとすれば東京経由が一番よかろうということで、岩手県北観光バスというのがあります。そこが浜松町から岩手県に向けてボランティアバスを運行している。インターネットの情報によっていろいろ調べて、そしてその思いを私の会派の中で話をしたところ、2人の議員が、「よし、それは絶対に行こうや」という話になって、早速申し込みをしました。

5月24日から27日まで、東京経由。東京を浜松町の国際何ですか、バスセンター、世界貿易センタービルのバスセンターから22時に出発をして、途中は羽生サービスエリア、安達太良サービスエリア、長者原サービスエリア、そして遠野サービスエリア等、夜中のトイレ休憩を挟みながら8時間かけて遠野市に到着しました。

しばらくちょっとおつき合いをいただきたいのですが、この遠野市がなぜ宿泊地あるいはキャンプになったかという、そこには遠野ふるさと村というのがあるのです。普通はそこは宿泊施設ではないのですね。しかしながら、岩手県はそういうボランティアの方々にそのふるさと村を経験してもらうことで岩手県を知ってほしい。このふるさと村のカヤぶき屋根、これは白川郷と二大カヤぶき屋根文化と言われているところなのですね。「遠野物語」、皆さん映画等で見られた方もおられると思いますけれども、かなり国道からは入り組んだところにあります。その近所には有名な福泉寺という五重の塔で有名なお寺がありますので、皆さん方は御存じの方があられるかもしれませんが、そこに宿泊をするようになりました。

そのときに、まず我々がこの参加を申し込んだときに誓約書というのを提出させられるのですね。11項目ぐらいあるのです。これはすべてボランティアの責任で、けがも何もかもボランティアの責任でやってくださいよ。そして、これだけ疲弊している東北に少しでも経済的な貢献もしていただきたい。そういう意味でそのバスは無料にはしません。応分の負担をいただきます。その宿泊所、布団は用意していただきましたけれども、板の間にみんなでごろ寝です。そして、35名のバスに31名が応募して出発をしました。

ほとんどのボランティアは、1人で申し込んで1人で参加したという方が多いのです。それも若い人、OLとか大学院生、私はこういう人たちの意識の高さに本当に感動しました。自分が今この日本の中で何ができるのか。特に21歳の一番若い、実は私が66歳で一番高齢者だったのですが、21歳の若者が一晩いろんな話をしました。その中で、私はこれまで大変、人生の中でほとんど無為に過ごしてきた。どういうふう生きていけばいいのか甘えていた。しかし、こういうボランティアに参加することによって何だか自分の生きる道が見出せそうな気がした、見出せそうだ、そう言ったのですね。あとは60歳以上が何人かおりました。



今、議長が「前置きが長い」といって笑っておりますけれども、これだけはちょっと言わせてください。実はこの私どもが参加したボランティアバス、本当に私が参加して来てよかったな、そして感動して、そして悲しみと色々なことを織りまぜて経験させていただきました。やっぱり現地を見る。やっぱり政治でも何でも、経営でも現場主義ですよ。現場を見るということが一番ですよ。机上の空論ではなかなか成功しないところも、現場を見るということが非常に大事です。

ひとつ、着く前段にいろいろなことがありまして、中学生が各道路の曲がり角とかよく見えるところに感謝のための看板を立てているのですね。「ボランティアの皆さん、生きる勇気を与えていただきありがとうございます」。それがずっと小さな字でその文字が構成されていたり、いろいろな看板、いろいろな中学校とかいうところが道中にずっと看板をつくってあるのですね。

5月の連休以降、そのボランティアはどんどん少なくなってきた。特に本州でも一番遠い岩手県は、ボランティアの数が減ってきたのですね。何で私が大槌町を選んだかという、ボランティアと調査を兼ねて行こうと思ったのですけれども、ここは町長が犠牲になられたということです、行方不明になって1カ月ぐらいして遺体が見つかりましたけれども、副町長が先頭に立って災害復興に携わっていたのですけれども、役場が流されてほとんど役場の機能が失われているのです。プレハブ住宅の中でやっている。消防署も警察署も、それからスーパーも全部流され、農協もながされている。山田線という鉄道があるのですけれども、それも全部道床から流されてしまっている。交通体系も全部だめです。その大槌町で、いろいろなことを感じてまいりました。

私がここで市の方にお伺いしたのですけれども、市長部局の中で特にその大槌町がすべての役場機能を失った。特に住民基本台帳から何から全部ない。だから、最初は行方不明者も死者も確たるものがわからない。そういうことを感じたときに、日ごろからそういう備えをしておかなければならない。マイクロフィルム化してどこかに保管をすとか、そういうことを私は一番感じたのですけれども、その辺は今別府市はどのように取り組もうとしているのか、取り組んでいるのか、お聞かせください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

市の重要な情報の管理につきましては、情報担当課においてバックアップデータの複数場所での保管や、より遠隔地での保管を基準に再検討していかなければならないと考えております。

○17番（野口哲男君） 前広にやっていっていただかないと、行っていただかないと、これは大変なことになると思います。例えば別府市役所は高台にあるのですけれども、もし火山と一緒に大地震が来るとかいうことになれば、これは未曾有の、また大変なことになると思います。

そういうことで大槌町のまず第1回目をそういうことで見させていただいて、バスで着いた途端に早速民家のがれきの撤去と泥出しですね。ヘドロが床下にずうっとたまっているのです。上にもたまっているし下にもたまっている。それを撤去する。がれきは、水を含んだ布団とかガラスの割れ物、そういう物を黒木議員と2人で運んだり、手束議員も運んで、けがをしないようにまず考えたのですが、大変な状況です。そして、そのにおい。着いたときのあのにおい。大槌町は地震の後、大津波が襲って火災が発生しているのです。火災で山の上の方まで燃えているのですね。夕べもちょっとテレビでやっていましたけれども、すごい旋風が起こる、火災で旋風が起こる。それが山まで燃えていく。そういう状況の中で阿鼻叫喚ですよ。あの臭さとは、やっぱり経験しないとわからないと思います。何か肉体が焼け焦げたような、髪の毛が焼き焦げたようなにおいにいろいろなにおいが混ざっている。

私たちは、バスの中でお昼はお握り2個が400円で買うのですね。買って食べるのですけれども、そのお握りを食べるのにバスの中で食べようとして窓をあけたら、もう臭くお握りそのものも食べられない、そういう状況です。そのような中でがれきの撤去とごみ出し、泥出しですね。泥出しは床下にたまった泥を出すのですけれども、根太があってスコップが余り使えない。ほとんど手でかき集めては袋に入れて泥を出す。後は終わったら消毒をして石灰をまくのです。それはゴーグルをして、マスクをして、汗は出る、目に汗は入る。腰は痛いし、大変な思いでした。

午後からは、ある民家の泥出しと畑のがれきの撤去です。泥出しの中で、手束議員が泥出しに、私たちは畑のがれきの撤去に携わったのですが、その民家の泥というのが中途半端ではないのですね。2日間かけてようやく終わったのですが、奥の部屋に3メートル半ぐらいの植木が入っている。前の部屋ではないですよ、波が押し寄せた前の部屋ではなくて、壁を隔てた後ろの部屋に大きな植木が入っている。泥の中に埋まっていた。手束氏が掘ったらかちっと音がした。うわっ、これは死体ではないかと一瞬思ったらしいのですね。根っこが髪の毛のようにうわっと広がっている。手束氏は、もうこれはてっきりと思ったそうです。そこの四、五人で部屋の中にいた全員が凍りついたようです。いつ死体とかそういうものに遭遇するかわからない、緊張感の連続の中の作業でした。もちろん腰は痛いし、黒木議員は一生懸命やって手に豆をつくりました。私は、日ごろから百姓とかしているので豆はできなかったのですが、そういう中でボランティアで参加した女性の方々、一回も「休もう」とか言わないのですね。2時間きちっと仕事を一生懸命やるのですよ。ゴーグルに汗がたまる、ズボンがびしょぬれになるぐらい汗かいている。そういうのを見たときに、やっぱり私は日本人てすばらしいなと思いましたね。このボランティアに参加した、まずそれが一つの大きな収穫でありました。

この大槌町というのは、釜石から両石というところがあって、そして鶴住居というところがあって大槌町なのです。皆さん御存じであるかと思いますが、私はここに持ってきましたけれども、船がビルの屋上にとまっていた。こういうのを見た方はおられるかもしれませんね。ここが大槌町なのです。これは「はまゆり」という船なのですけれども、震災の記念に残そうとしましたけれども、最終的にはこれが落ちそうになってきて、撤去してしまいました。これが本当に将来的に残した方がよかったのかどうか、私たちが考えても、それはなかなか言えないことですが、現地の人はそれを見るたびに悲しみを覚えるのか、そしてまた反省を覚えるのか、将来的に一つの警鐘となるのか、いろんなことがあると思いますから、我々が軽々にその意見は言えませんけれども、やっぱりこれだけ大きな災害が起きた。想像もつかない災害です。

もう一つ。このおばあちゃんと隊列を組んで1キロぐらいずっと、バスの停留所から沢山のボランティアセンターから歩いていろんな道具を持って猫車に乗せたり、じょれんとかつるはしとかスコップとか、そういう物を持ってずっと行進をしていくのです。トラックが、がれきの撤去のためにダンプカーが行き来をしておりますから、大変なところです。はわけばすごい砂じんが舞うというようなところなのです。歩いて行って1日目の帰りにおばあちゃんが出てきた。そこはちょっと高台にある家なのですが、おばあちゃんが、「おばあちゃん、元気にしてね」と私が言ったら、「もうここには住みたくない」、こう言うのです。地震の次の日にやっぱり雪が降った。寒い。寒かったら、あの何にも暖房のないところでぬれたまま震えていた、もう死ぬかと思ったというふうな中で、「では九州において」と言ったら、「九州は台風があるから行かん」と言うのです。それは本人がそう思ったのでしょうかけれども、そこで、まずそのおばあちゃんが言ったのは、全部ライフラインがやられてしまった。水道は出ない、電気も来ない、暖房もない。

そこで、やっぱり別府市もそういう状況を考えていかなければならないと思います。だ

から、まずこのライフラインの確保とか復旧については、別府市としては今後どのように考えているのか、答弁をお願いします。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

国及び関係機関において、被災地での問題点を整理しておりますので、今後、検証結果を参考にしながら検討してまいりたいと思います。また、国や県、水道、電気、ガス、電話など生活関連機関との連携をより一層図ってまいりたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 避難所に避難している人たちよりも、自分の家で、半壊した中で生活している方々の生活の保護、これが非常に問題になっていました。避難所にはいろいろな救援物資が届くのですけれども、やっぱりそういう自分の家で過ごしている方々は、救援物資が届かないのですね。そういうところをしっかりと、これから別府市は対策として考えていかなければならないのではないかと思いますね。

それから、避難所の問題ですね。避難所の着工、あるいは施工ができております。今ようやく軌道に乗ってきたところですが、政府は3カ月以内にといいて幾らか建てております。しかし、ここにせつかく避難所をつくっても、避難所を出たら生活ができない。そういう人たちがたくさんいます。その対策をどうするかということも、これは考えておかなければならないと思います。今の義援金の配布とかがいろいろな状況でできているということは、先ほど申し上げたように基本台帳等が失われてしまって、本当にこの人と家族は何人いてどうなったのかわからない、配布ができない。それが一つの大きな問題になっているところでございますので、その辺はきっちりやっていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、4日間の中で私どもが行ったことは本当に微々たるものかもしれませんが、現地の人たちにとっては、どんどん今ボランティアが減ってきているそうです。最初はわあっとゴールデンウィークまではものすごく多かったです。しかし、それ以降はもうほとんどボランティアが来なくなってきている。それはそうでしょう、休みをとってお金を使ってまで行かなければいけませんから、簡単には行けませんよね。だから、やっぱりそういう中で行政とかそういうところが、お互いにそういう連絡をとり合いながら派遣をするということも一つの方法ではないかと思っております。これは検討してもらえばいいと思います。

その中でいろんなことがありまして、これから話すことは、壊滅した集落と生き残った集落とあるのです。これは皆さん御存じのように、東北地方は至るところ海岸線に頑丈な防潮堤を備えてきたのですね。特に岩手県の宮古市の田老地区、これは大槌町の北約40キロぐらいのところにあるのですね。1896年に明治三陸地震で壊滅的な被害を受けた。当時の人口の約4割が被害に遭った。村は全滅してしまった。そして、防潮堤を住民の寄附とかいろいろなことでやって、総延長2,433メートル、高さ10メートル、3本の防潮堤をつくった。この防潮堤に守られて住民の方々は、この防潮堤を越えて来る津波はないというふうに安心しきっていたというのですね。そこに大きな落とし穴があったのですね。だから、その防潮堤を越えて集落のみ込んで、火災も発生した。これが一つの防潮堤とか、日ごろからの思い込みがこれだけ被害を大きくしたということでもあります。これは別府市に将来的に生かしていかなければならないと思います。

それで、岩手県の大船渡市。これは気仙沼のちょっと北の方です。私たちは気仙沼にも行きましたけれども、吉浜地区、ここは486世帯なのですから、住民が1,500人ぐらい。先人の知恵で20メートルの高台に住居地を全部移した、山を切り開いて。そのときに漁師さんたちは、港から遠くなるからだめだという反対があった。しかし、みんな説得して集落ごと移転をした。そこが今回は全く被害を受けていないのですね。たった1人被害者が出た。トラクターに乗って百姓しているお百姓さんが流されて亡くなった、行方不明になった。これは後ほど言いますけれども、その方に地震と津波を告知する手段



がなかった。だから地震があつて知らない間に、地震は感じたかもしれませんが、津波に流されてしまった、こういう状況なのですね。

今私たちがもう一つ、先ほど大川小学校と鶴住居小学校という学校の対応が出ました。今テレビ・新聞でも大川小学校、取り上げられていますね、人災ではないか。ところが、私が行っていろいろ調べた結果は、ここは待機所、避難所に指定されていたのです、その町の。だから、先生方はその避難所まで津波が襲うとは考えてなかった。本当は山に逃げようかと言ったけれども、地震で木が倒れてきたりがけ崩れが起これば二次災害になるので、それはやめておこうという話になったわけです。避難所として指定されていたばかりに安心をしてしまったわけです。これが生死の分かれ目ですね。「津波が来るぞ」。先ほど24番議員が言いましたように、親が迎えに来るのを校庭で待たせたというのですね、親に引き渡すために。安心しきっていた。いよいよ津波が来たということで逃げようとしたけれども、もう間に合わなかった。小学校6年生の子が言っていましたけれども、津波に押し流されて松の木に足が挟まったから助かった。74名、今6名まだ行方不明ですね。沼の中にみんな流されたということで、この前警察がここまでつかって捜索をしていましたけれども、大変な状況です。

もう一つは、大槌町の隣の鶴住居小学校というところがあるのですね。これは中学と隣接しているのですが、日ごろから避難訓練をずっとやっていた。「おはしも」と言うのですね。これは南小学校でも何かちょっとやっていると聞いたのですけれども、「おはしも」という四つの言葉で避難訓練をした。そのキーワードは、「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」。この「戻らない」というのが非常に大事なのですね。今回の犠牲者も、寒いからちょっとカーディガンを取りに行く、コートを取りに行く。そして、避難の途中から戻った人が、大槌町あたりで聞くとほとんど被害に遭っている、流されてしまった。だから、そういうふうに学校の対応でもそれだけ差があるということなのですね。

その中で見えてきたもので、ちょっと質問させていただきます。先ほど言いましたように、もし別府市に津波が来れば、海岸線に魚釣りに行く人もおるでしょうし、いろんな作業をしている方もおると思います。その中で今海岸線にほとんど放送施設がない。ここなんかは放送施設があつて、三陸あたりはみんな放送施設で避難を呼びかけたのですよ。ところが、別府市には放送施設がない。防災放送というか、そういうことについては、別府市は今後海岸線とかにどういうふうな対応をしていくのかということをお答えしてください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

災害時、同時に複数の相手方に通報する無線系統、いわゆる同報系無線が有効であるとの事例もあるようです。本市にとりまして、どのような情報の伝達方法が有効なのかも含めて、今年度は同報系無線を海岸部に設置している先進地を調査研究することとしております。

○17番（野口哲男君） そういうことで、あと何点かまず質問させていただきます。

先ほど言いました避難経路、これをどのように、防災マップも出されていますけれども、一番大事なことは避難経路ですよ。10メートルの高さのところに、自分が今何メートルに住んでいるかというのがわからないのですね。それは防災マップで今から等高線を出していくでしょう。二、三日前の合同新聞に出ていましたね。何メートルの津波が来れば佐伯、臼杵、それから別府、この辺まで津波が押し寄せる。高さ5メートルで大変な浸水とかいうこの新聞記事がありますけれども、別府市は住民、市民の方々にやっぱりそういう、自分が何メートルのところに住んでいるか、そしてどのように逃げればいいのか、それが一番大事と思いますが、どのようにお考えですか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

大分県でも喫緊の課題として、市町村に海拔ルートを含めた防災対策に対する支援をす

る計画があるようですので、別府市もこれに合わせて避難場所や電柱等の海拔の表示をしていきたいと考えております。

- 17番(野口哲男君) そういうふうには早くしないと、これはいつ来るかわからないですね。「検討、検討」と言っていていつまでも延ばすわけにいかないわけですから、早急にやっていただきたいと思います。

それから、交通手段の確保なのです。大槌町あたりはがれきの撤去ができるまでは市内にも入れないような状況であった。それから鉄道も道路も全部寸断されてしまった。別府は、おかげで高速道が上の方にあります。地震で橋が落ちたりすれば、また別ですが、そういう中でこの交通手段の確保、こういうものについてはどのように考えておられますか。

- 自治振興課参事(月輪利生君) 答えいたします。

市の防災対策本部内部の建設対策部及び消防並びに警察機関により、速やかに道路パトロール調査等を実施し、主要道路等の被災状況把握に努めます。危険箇所を発見した場合は、大分河川国道事務所等の道路管理者に通報するとともに連携を図って、代替道路確保等の応急措置に努めます。

- 17番(野口哲男君) それから、先ほど言いましたように、交通体系とあわせて大事なことは、防災マップの見直しと書いています。英語版もつくると書いています。これは結構なことです。しかし、この中で、今避難所が大変な問題になると思うのです。これを早急に決着をつけておかないと、避難所の場所それから確保、そういうものが大変な問題になると思いますけれども、その避難所についてはどのような検討をされているのですか。

- 自治振興課参事(月輪利生君) 避難所につきましては、今後地域の方々と協働して適切な避難場所の選定に努めていきたいと思っております。また、避難場所につきましては、災害の種別に応じた避難場所を選定していきたいと考えております。

- 17番(野口哲男君) あとは広域連携。広域圏というのがありますけれども、やっぱり別府市は海岸線にあります。ところが、大分市も海岸線、杵築市も皆海岸線です。そういう場合に広域連携というものをどのように考えていくのか、これが非常に重要だと思えます。県とも関係をきちっと詰めておく必要があると思えます。これは答弁は要りません。

それから、住宅等の境界線。今復旧・復興の問題で境界線がわからなくなってしまっている。そういう問題がこれからどんどん起こってきます。東北の方々は、もう今までのところには住めないと言っていますから、そこに家を建てるかどうかわかりませんが、やはり個人の持ち家というものがきちっとわかるような対応というのを進めておく必要があると思えます。

それから、消防関係にちょっと質問させてもらいますけれども、防災訓練が非常に大事だという、さっき話がありました。今のところどのような訓練を行おうとしているのかをお知らせください。

- 消防本部警防課長(山川忠臣君) 答えいたします。

市内の各町内会では、自治会組織で自主防災会を結成していただき、町内の要請に応じまして訓練の御指導をさせていただいております。今回の震災により、以前にも増して訓練の希望が多く入ってきておりますが、自主防災会の主管課であります自治振興課と常に連携を図りながら、防災訓練の普及に努めてまいります。

- 17番(野口哲男君) これは、私どもの町内会からも要望がなされました。この前の町内会の中で住民の方から、「防災訓練をどうしてしないのか」という話がありました。町内単位でぜひやってもらいたいというような話もございますので、その辺については自治振興課と連絡をとりながらお願いをしておきたいと思えます。

それから、高齢者とか弱者、障がい者。今回の犠牲者の多くは、高齢者あるいは弱者な

のですね。寝たきりの方、それから車いすの方、こういう方々がほとんど逃げ切れないまま犠牲者になっている。それを助けようとした健常者も巻き込まれてしまった。こういう対応について別府市はどのように……特にこういう、別府は多いと思うのですけれども……どのように考えているのかお知らせください。

○消防本部警防課長（山川忠臣君） お答えいたします。

災害の規模にもよりますが、消防職・団員並びに消防を支えていただいておりますボランティア団体の方々と協力し、初動の活動に全力を投入いたします。ただし、道路や橋梁等の損壊等が発生した場合、現場への到着はおくれるものと考えられます。また、被害の状況により別府市の消防力を超える場合は、市外または県外の防災機関の応援が到着するまでの間、地域の自主防災会を初め民生委員さんや防災士の方々での対応をお願いしたいところでございます。

○17番（野口哲男君） それはもう時間を余りかけられないと思いますので、検討を早くお願いしたいと思います。

それから、救急救命体制。これがほとんど今回東北地方は、地震が余りにも大きかった、津波が早く来た。ほとんどそういうことがなされておられません。それから、診療所医師が不足した。こういう問題について別府市としてはどのように対応を考えているのかをお知らせください。

○消防本部警防課長（山川忠臣君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、甚大な規模となった場合、消防機関及び消防関係機関と連絡を図り、早急な捜索及び救出・救護を行い、また医療機関とも連携を図り、人命を最優先とした活動を行いたいと考えております。

○17番（野口哲男君） 大変ですけれども、これは前広に準備しておく必要があると思いますよ。

それからもう一つは、別府市は海岸線に出張所があります。いろんなところへ行ってみますと、消防署あるいは出張所が非常に被害を受けて、後の対応が大変困っておる。そして消防団、消防団の活動も大変な数の犠牲者を出したというようなことで、後の対応ができなかったということが、反省として残されております。そういう対応についてはどのように考えておられますか。

○消防本部警防課長（山川忠臣君） お答えいたします。

津波対策として、注意報または警報が発表された場合は、当直の本署一帯及び浜町と亀川の消防隊は、市民への広報と避難誘導に当たりますが、浜町出張所にははしご車を初めとする車両が車庫に残ります。その際、本市の隊が高台への移動を行うこととなっております。また、広報活動や誘導に当たっている隊員には、高台から監視する隊員からの情報をもとに広報を継続しつつ、高台へ退避をすることとしております。

今回の震災を教訓に、市内4カ所の高台と別府湾が一望できるビルからの監視もできるよう、有事に際し建物の使用の承認書を交わしたところでございます。

○17番（野口哲男君） これは非常に大事なことだと思いますね。

それから、今回の震災で消防車が、海岸線の魚釣りをされている方々に避難勧告をしたけれども、全く従わない者がたくさんいたということを知りました。これらについては、やっぱりそういう大丈夫だと、先ほど言ったように、ここまでは来ない、たった10センチか20センチや50センチだというふうな安易な考え方があるのではないかと思います。こういう人たちに対してどういうふうに関わりかけをしているのかお聞かせください。

○消防本部警防課長（山川忠臣君） お答えいたします。

今回の甚大な被害を市民の方々すべてが認識をし、危機意識も高まったことと思います。消防といたしましては、想定外も考慮し、車両からの広報も含め、直接状況を伝えるなど



を行ってまいります。また、状況を判断し、車両によるサイレンなどを併用し、避難退避を強力に呼びかけてまいりたいと思います。

- 17番（野口哲男君） これはある程度強制力を持たせてでもやらないと、犠牲者がふえるのではないかと。そして、それを勧告した消防官まで犠牲者になってしまうということもございますので、この辺はしっかり詰めておく必要があるかと思えます。

それから、今回の事象を見たときに、まず地震が来る、その次に大津波が来た。そして大津波によって火災が発生しているのですね、大槌町もそうなのです、先ほど言いましたように。漁業基地にある油タンク等が流れて、それに火がついたというようなことで、この三つの大きな災害が起きている。この対策については、どのように考えられますか。

- 消防本部警防課長（山川忠臣君） お答えいたします。

消防といたしましては、人命救助を最優先に活動を行いますが、大火災へと発展し、市内の消防力を超えた被害になった場合、早急に他の消防機関及び消防防災機関への連絡をとり、緊急消防援助隊等の応援を求めるとしております。

- 17番（野口哲男君） ぜひ、そういうことでやっていただきたいと思えます。

火山活動の対応。これは大変憂慮しているのです。1,000年ぐらい火山活動が、今、鶴見山等は途絶えておりますけれども、いつ起こるか分からない。九州の中でも、今火山活動は宮崎の方で出ておりますけれども、この対応についても先取りをして、防災マップの中にちょっとだけ書いてありますけれども、こういうものは自治振興課も先取りをして火山、例えば火砕流、あるいはいろいろな意味で問題が起きたときにはどうするかということをござひ考えておいていただきたいというふうに思えます。

それから、観光まちづくり課。ホテル旅館街、これが何かあったときに観光客の安全・安心を守らなければならない。これが将来的には別府のやっぱり基幹産業である観光産業というものが大変な問題になりますので、どのように考えているのかお聞かせください。

- 観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市旅館ホテル組合連合会では、地震津波お客様対応マニュアルを本年9月までに作成するというので、現在作業中であるというふうにお聞きしております。このマニュアルが完成次第、早急に具体的な対策をお願いするような予定にしております。

- 議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時14分 再開

- 議長（松川峰生君） 再開いたします。

- 17番（野口哲男君） 先ほど東日本大震災の話をしてまいりました。次回は手束君が私にかわってまたお話しすると思えますから、この程度で終えておきますが、今度の私の感想としましては、やっぱり思ったことを行動に移して、それを継続するというのが大事ではないかなと改めて感じた次第であります。1回に懲りずに、だんだん少なくなるボランティア活動をやっぱりどこかでやるが必要ではないかなという思いであります。

その中で特筆すべきは、現地の中学生、高校生。この中学生、高校生の意識の高さというのは、私は涙が出る思いでした。やっぱりボランティアを進んです。先ほど21歳の若者の話をしましたけれども、今回の中でやっぱり私が一番、将来日本はこれは捨てたものではないな、絶対復興するなと思ったのは、そういう中学生、高校生の利他の精神というのですか、自分を捨てても他の人たちにどういうふうな利益を与えるかという、そういう考え方のもとに行動している。子どもの面倒をよく見る、高齢者の面倒をよく見る。これは私、大変感心をしたところでありました。そういう教育が必要ではないかなと、教育長、思いました。この未曾有の大震災のもたらした最大の日本人としての大きな将来的な青少年の育成を考えたときに、非常に大きいものがあるのではないかな。これは「禍を福

となす」というこのことわざどおり、日本人が考えていかなければならない。

そしてもう一つは、やっぱり「日本は一つ、がんばろう日本」。この言葉がやっぱりどうしても日本人としては必要ではないかなというふうに考えました。

それから、近海の地震で先ほど24番議員、それから6番議員がお話になりましたので、この点については余り取り上げませんけれども、問題は豊後灘、伊予灘から豊後水道にかけてやっぱり地溝帯があるのですね。これがもし地震が起きればプレート内でM6.7から7.4、マグニチュードでそれだけのものが起こるという予想があるのですね。これが確率が40%ということをおっしゃっています。そうなった場合に、すぐそばには伊方原発があるのですね、四国に。この伊方原発は、別府から大体何キロぐらい離れているのですか。ちょっと答弁をしてください。

○自治振興課長（浜川和久君） お答えいたします。

約70キロでございます。

○17番（野口哲男君） 70キロ。今回は、アメリカは80キロ以内は危険だというふうな判断をして、いろんなことが言われておりますけれども、日本は今30キロ、40キロの地点でホットスポットが問題になっておりますけれども、やっぱりこの伊方原発、そういうことについても対応しておかないと、それこそ風評被害ではないが、外国からのお客さんが全く来なくなる。だから、観光立市である別府市にとりましては非常に深刻な問題になるのではないかと思いますので、対応が必要かと思えます。

大体この災害については、以上で終わります。「日本は一つ、がんばろう東北」。ぜひ皆様方も東北の方に行く機会がございましたら行っていただいて、その苦しみを分かち合っていたきたいというふうに思えます。

それから、もう一つ私が考えているのは、大槌町、小学校が全部流されました。その跡に行ってみました。それこそ学校の、海岸ではないけれども、全く無人の中に入っていくと背筋が寒い思いがしたような気がします。体育館は穴があいて、教室は全部流されてしまっている。そういう中で、図書が全部流されてしまった。そういう話を聞きましたので、大槌町の生涯学習課に話をしまして、ぜひ図書を贈らせてください。そうしたら、6月20日以降に大槌町の方も少し落ちつきますので、その時点で御連絡をいただければ対応させていただきますということでございますので、私どもは「図書を贈る会」というのを立ち上げたいというふうにぜひ考えておりますので、議員の皆さん方も、それから市の職員の方々もぜひお願いを申し上げたいと思えます。それは文学書であっても、先般は辞書、辞典を贈ったようでございますけれども、そういう子どもさんが、中学生、小学生が読まれる図書が全部被害に遭っている。これは別府市として、私どもとしては取り組んでいかなければならないなという思いがいたしました。

以上で、この項は終わります。

それから、改選後の浜田市政についてということで、先ほどちょっと24番議員が触れましたけれども、まず1番目に、選挙活動が行われたのではないかとテレビ報道がありました。その中でまずお聞きしたいのは、このテレビ報道があったことから考えて、何人の方がここに参加されたのか。そして、労働組合の代表が1名であったのか2名であったのか。そこに出席した人はどうだったのか。それをまずお聞かせください。

○総務部長（釜堀秀樹君） ただいまの御質問は、臨時部課長会ということだと思います。出席した人数については、部課長会がしていることで、任意団体がしていることですので、こちらとしては把握しておりません。ただ、組合側の幹部が出席した、最後に出席したということですよ。

○17番（野口哲男君） では、もう少し詳しく聞きます。これには副市長も参加されたのですか。そこら辺もお聞かせください。

- 副市長（友永哲男君） はい、私と阿南副市長は、出席をいたしております。
- 17番（野口哲男君） 市役所の労働組合というのは、これはオープンですか、クローズですか。そのことをお答えください。オープン参加なのか、クローズシヨップかオープンシヨップ。オープンシヨップとクローズシヨップとなるのですか、ごめんなさい。
- 総務部長（釜堀秀樹君） オープンでございます。
- 17番（野口哲男君） そうすると、もう一つ聞かせてください。管理職は、どの役職からが非組合員になるのですか。
- 総務部長（釜堀秀樹君） 非組合員につきましては、管理職、課長以上プラス一般職員でもILO、決められた職については非組合員となります。
- 17番（野口哲男君） 先ほどの出席者の中に徴税吏員という方々が含まれていたかどうか、それもお聞かせください。
- 総務部長（釜堀秀樹君） 管理職ということであれば、課税課等の徴税吏員も含まれて、臨時部課長会ですので含まれております。
- 17番（野口哲男君） 内容については、私もそこに立ち会っていないので、報道をそのままここで言うわけにまいりませんけれども、こういう非常に、選挙期間中に疑わしい行為があったということについては、これはやっぱり一定程度皆さん方は反省をする必要があるのではないですか。

それからもう一つ。やっぱり管理職という一つの自分の立場という管理職意識というか、そういうものが、組合の要請があったかどうかかわからないけれども、通常私たちも、私も組合員であったり、それから管理職になっていろいろあったのですけれども、やっぱり教示、ポリシーを持っていますよ、管理職としての。そういう中でこういうことが行われたことについては、私は看過できないと思います。

これは、法的な解釈とかそういうものがいつかは出されてどうなるかわかりません。皆さん方は、まだ私が聞いたところでは、総務部長は、これは法的には問題ないと言っておりますけれども、県の見解は、最高裁の判例もあります、これは公務員としてあるまじき行為であるというようなことを言われました。

そういう中で、きょうはこの程度にとどめておきますけれども、やはり市の行政を運営していく中で管理職としての意識、これをしっかり持ってもらいたいということをお願いをして、この項は終わります。

次に、まだ時間が10分ありますから。先ほど24番議員が言われました祭り協会の実行委員長の話。市長は、自分は余り関与してないということと言われましたけれども、観光協会の専務理事は、名前を出して申しわけないのですけれども、〇〇〇〇〇〇相談して来ましたと言ったそうです。そういう中で私どもは、お祭りというのは政治が介入しないというのが前提でやってきているのです、みこしを担ぐのも何するの。今まで全部そうです。民間でやろう、そしてお金はいろんな、市に補助金等をお願いすることもございますけれども、私どもがやっていることは全部、温泉まつり、いいですか、温泉まつり、それから夏の宵まつり、それからダンスフェスタ、そして冬の花火ですね、そして冬粋彩ですか。この実行委員はほとんどリンクして、みんなきずなでもって、祭りというきずなでもってお互いに協力し合って今までやってきたのですよ。それが、今回の問題で、あと、今回の祭りの実行委員長、大変な、私の友だちですよ、はっきり言ってこれは。一生懸命やるのです、彼も。そこで突然、春の温泉まつりの実行委員長から、今回夏祭りをやれ。突然降ってわいた話だ。本人も困っていましたが、最初は。しかし、彼は頼まれればやらざるを得ないということで受けたのですけれども、その中でそういうきずな、祭りの実行委員の中にあるきずなが全部たたき切られてしまった。これは、私は非常に大きな問題であろうかと思えます。



この問題については、ここにA P Uの学生さん、市長にメールを送ったそうです。そのメールの中身をちょっとお知らせしますと、これは2回送っているのですね。1回目が、ちょっと読んでみますと、はっきり申し上げますと、アジア太平洋大学の学生さんです。これまでもアジア太平洋大学の学生は、みんな祭りに協力してくれたのです、ほとんど。泉都大祭、毎年開催される。1期生からみんなOBが30人も40人も帰ってくる。そのために休みをとって、別府が第2のふるさとだという思いで、彼らは別府大好き人間なのです。その学生さんが、この浜田市長の新聞記事を読んでこう言っているのです。しかし、この記事を読んで今回の選挙で浜田氏を応援しなかった者は、別府の名物であり、別府の観光を支えてきたイベントには参加することができないという意味だと多くの方が認識されたと思っています。選挙や政治が、そのような別府内外の人が楽しみにしているイベントや、それに尽力されてきた人に影響を与えていいのでしょうか。選挙では敵・味方でも、別府のために汗を流し手を取り合って頑張っているのなら同じことです。別府在住の大学生がイベントでのボランティアなどで力になっているのは周知の事実です。どうか彼らの未来を踏みにじらないでください。彼らが別府で過ごした経験は別府の宝だと思います。彼らが世界じゅうで別府を自慢するのですから、別府の思い、別府に対する思い、ひしひしと伝わってきます。最後に、私自身も夏祭りに参加してきた人間である以上、この記事には非常に危機感を持ちました。選挙や政治をイベントに持ち込み、それに尽力してきた人をないがしろにする行為、発言は、別府のリーダーとしてあるまじき行為だと思います。

学生がこのことを書いてあるのです。私は、これからも今までと同じように別府のために動いていくつもりですが、浜田市長は今までと違った市民目線でこれからを見ていただきたいと思います。ということは、浜田市長が言った、私に応援してくれた人たちに恩返しをする、そういう送ったメールを今読み上げさせていただきましたけれども、今回の問題は、単なる、先ほど市長が陳謝をしたような問題ではなくて、別府全体の祭りが今後どのように市長、あるいは市役所としてかわっていくのか。市長に選挙協力をしなかった、反対した者については、すべて祭りから除外していくのか、その点について答弁してください。

○副市長（阿南俊晴君） 今、議員さんの方からお話がございました。ちょっと私の方からお話もさせていただきたいと思います。（「今の件だけでいい。長いと時間がない」と呼ぶ者あり）ええ、それは私も今こういう場でこういう不名誉な話をさせていただきまして、私はもう非常に今憤慨しております。私は、実行委員長が、この方とはもうずっと以前から私もいろんなことで協力しておりますが、私が観光協会の専務理事に対して、（「そのことは24番議員に言ったではないですか」、その他発言する者あり）いや、私はそういう面は全然一切話をしておりません。そういう立場にもないのです。何でここで私の名前が出てくるのかなと、私は非常にもう心外であります。

○17番（野口哲男君） これはしっかり本人から私がヒアリングをしました。この点についてははっきり本人から聞いてみてください、この点については。

そういうことで、後の点については、ちょっと一般質問の時間がなくなりましたので、最後にちょっと市長にお願いしたいのです。

市長は、臨時議会のときに、こう言いましたね。私の政治信念は、一貫して市民政治の実現であり、市民の目線で市民政治に徹し、公平な市政を心がけてまいりたい、このように考えて決意を新たにしているところでございます。市長である私も、議員の皆様も同じ市民の代表であります。市民のためのしっかりした議論を重ね、車の両輪となって市政運営に臨みたいと考えております。何とぞ議員各位の御指導・御協力をお願いします。

確かに私どもは、市長と同じ、私ども議員も直接市民から選出された二元代表制に基づ

く議会でございます。これから先、この議会としてやっぱり追認機関だけではなくて、市長、行政とどのように緊張感を持ってチェックをしていくのか、これが議会の務めでございます。そうしないと市民の皆様から議会無用論が出てまいります。この点については、また改めてゆっくり話をさせていただきますけれども、市長が先ほど24番議員にお答えになりました。これからも市民の目線で公平・公正に行政運営を行っていく、このことに間違いありませんか。

○市長（浜田 博君） 先ほどの実行委員長の件については、もうお話をしません。私は、実行委員長に対してはこの6年間本当に感謝しております。

それで、ちょっと余談で申し上げますと、先日、選挙が終わった後でも、あるいは温泉を贈る出発式においても、あの雨の中、私は感謝の言葉を述べました。その一員として彼も一生懸命頑張っている姿を見ました。そして、私の座るイスをふいてくれているのですよ。私は涙が出ましたよ。そういう人間、すばらしい人間を私が除外するとかのけるとか、応援しなかった人をのける、そういう気持ちは全くありませんので、その点についてはぜひ御認識をいただきたい。

そして、私自身、政治家になった原点を思い出しながらこの4年間、政治生活の集大成として選挙公約に掲げたこのことを一つずつ実行しながら、支持していただいた方、さらに支持を、批判を寄せていただいた方、すべての市民に対して、私は隔てなく、別府市民でよかったと言われるように誠心誠意頑張っていきたい、このように思っております。ですから、すべての市民とともに一丸となって別府の未来を明るく切り開いていくという決意でございます。よろしく申し上げます。

○17番（野口哲男君） 市長の原点は、労働組合の委員長から弱者の味方というか、人権を重んじる、そういう活動を今までされてきたと思っております、私は。ぜひそういう意味で今回の件、浜田市長の原点に立ち返った行政運営をお願いしたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時34分 散会